

第11回 定時株主総会 招集のご通知



Provided by TAKARA Printing



スマートフォンやタブレット、PCから招集通知を快適にご覧いただけます。議決権行使サイトにもアクセス可能です。

開催日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

東京都港区南青山三丁目10番43号
きらぼし銀行本店 8階会議室

第11回定時株主総会会場は、**きらぼし銀行本店**です。
「第11回定時株主総会会場のご案内」をご参照いただき、
お間違いのないようご来場ください。

決議事項

第1号議案／取締役9名選任の件
第2号議案／補欠監査役1名選任の件

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ

証券コード：7173



東京きらぼしFG

TOKYOに、つくそう。



ごあいさつ

株式会社東京きらばしフィナンシャルグループ
代表取締役社長
株式会社きらばし銀行 取締役頭取

渡邊 寿信



株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第11回定時株主総会招集のご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社グループを取り巻く経営環境は、日銀によるマイナス金利政策の解除を契機とした「金利のある世界」の本格的な到来、デジタル化の進展、サステナビリティとESG対応の強化など、大きく変化しております。また、世界経済の不確実性や地政学リスクも高まる中、地域金融機関としての役割はこれまで以上に重みを増しております。

こうした中、「金融にも強い総合サービス業」を将来像に掲げる当社は、パーパス「TOKYOに、つくそう。」のもとグループの総合力を最大限に活用し、お客さまのあらゆるライフステージにおける課題解決に取り組み、地域社会・地域経済の持続的な発展に貢献する取組みを進めております。

2024年度は、メインバンクとしての役割をさらに追及し、質の高いコンサルティング機能の提供、お客さまとのリレーション強化に取り組み、業績面では前年度を上回る利益水準となりました。2025年度は、グループ各社による連携をさらに強化し、提供するサービスのより一層の高度化に努めることで、法人・個人の課題やニーズに適切にお応えし、グループの収益向上および企業価値の向上を図ってまいります。

今後も変化を的確に捉え、グループ一丸となってお客さま・地域社会・株主の皆さまから信頼される金融グループを目指してまいりますので、引き続き、温かいご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月

株 主 各 位

東京都港区南青山三丁目10番43号
株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ
代表取締役社長 渡 邊 壽 信

第11回定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のWebサイトに「第11回定時株主総会招集のご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

- ・当社Webサイト

<https://www.tokyo-kiraboshifg.co.jp/stock/shareholder.html>



- ・東京証券取引所Webサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※銘柄名(会社名)「東京きらぼしフィナンシャルグループ」またはコード「7173」と入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択してください。

- ・ネットで招集

<https://s.srdb.jp/7173/>



なお、総会当日の様子は、インターネットによるライブ配信でもご視聴いただけます(ご視聴方法等の詳細は6～7頁をご確認ください)。また、後日、当社Webサイトにて動画でご覧いただけます。

議決権行使につきまして、書面（議決権行使書の郵送）又は電磁的方法（インターネット等）でも行使いただけますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月24日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都港区南青山三丁目10番43号
きらぼし銀行本店 8階会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第11期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第11期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役9名選任の件
 - 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

事前に議決権を行使いただく場合

郵送（書面）による 議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、行使期限までに到着するように返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使
期限

2025年6月24日（火）
午後5時到着分まで

インターネット等による 議決権行使

当社指定の**議決権行使Webサイト** (<https://www.e-sokai.jp>) に、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使書コード」及び「パスワード」でログインしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次ページを参照ください

行使
期限

2025年6月24日（火）
午後5時まで

株主総会当日に議決権を 行使いただく場合

株主総会ご出席による 議決権行使

当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催
日時

2025年6月25日（水）
午前10時
(受付開始 午前9時)

重複行使の取扱い

書面及びインターネット等による議決権行使を重複して行われた場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。

また、インターネット等による議決権行使を複数回行われた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ◎当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、開場時間は午前9時を予定しております。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各Webサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。
- ① 業務の適正を確保するための体制
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがいまして、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- ◎当日は節電のため会場内の冷房を弱めに設定する予定でございますので、株主さまにおかれましては軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎車いすでご来場の方には、会場内に専用スペースを設けております。

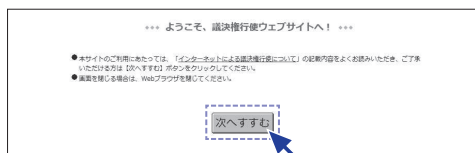
インターネット等による議決権行使のご案内

1 議決権行使Webサイトにアクセス <https://www.e-sokai.jp>

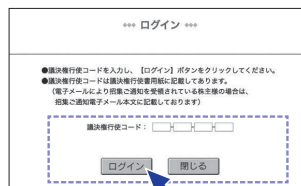


※バーコード読み取り機能付の携帯電話を利用して上の「QRコード®」を読み取り、議決権行使Webサイトに接続することも可能です。(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

2 「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、「次へすすむ」をクリック



3 議決権行使コードを入力し、「ログイン」をクリック。 パスワード変更画面がでますので議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリックし、パスワードの登録をお願いします。



4 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力願います。 ※議決権行使Webサイトをご利用いただく際の通信料金等は株主さまのご負担となります。

スマートフォンからは「スマート行使」をご利用ください。

議決権行使書用紙の右下に記載の専用QRコードから、「議決権行使コード」「パスワード」を入力することなく、議決権行使Webサイトにログインできます。



スマート行使による議決権行使は一回のみ可能です。

一度議決権行使をした後で行使内容を変更される場合、パソコン向けサイトで「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインしてください。(QRコードを再度読み取っていただくとパソコン向けサイトへアクセスできます。)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
ウェブサポート専用ダイヤル

0120-707-743

受付時間 午前9時～午後9時
(土曜、日曜、祝日も受付)

以上

株主総会ライブ配信・事前質問受付のご案内

当社では、株主さまの利便性向上のため、株主総会のライブ配信を実施いたします。また、株主総会の開催に先立ち、株主さまから、インターネットにより事前質問をお受けいたします。

ライブ配信

1 当社の指定する下記Webサイトにアクセスしてください。



公開日時

2025年6月25日（水曜日）午前9:30より

※株主総会は10時より開会します

配信URL

<https://7173.ksoukai.jp>



2 ログイン画面が表示されますので、IDおよびパスワードをご入力ください。

ログインには「株主番号」ならびに「郵便番号」が必要となりますので、議決権行使書を事前行使で郵送する前に必ずお手元にお控えください。

ID

株主番号（議決権行使書用紙に記載されている9桁の半角数字）

パスワード

郵便番号（議決権行使書用紙の住所欄に記載されているハイフンを除く7桁の半角数字）

3 「参加」ボタンをクリックしご利用ください。

<ライブ配信について>

- ・ライブ配信でご視聴の株主さまは、会社法で定める出席には当たりません。
- ・ライブ配信においては、議決権行使やご質問・動議の提出はできませんので、2025年6月24日（火曜日）午後5時までにインターネット等または郵送にて議決権行使をお済ませのうえ、ご視聴いただきますようお願いいたします。
- ・事前のお申込は不要です。

<ご注意事項>

- ・インターネット接続環境および回線の状況等により、ご視聴いただけない場合がございます。
- ・ライブ配信をご視聴いただく場合の通信費用等は株主さまのご負担となります。
- ・ライブ配信の写真撮影・録音・録画および第三者への提供やSNSなどでの無断公開等は固く禁止させていただきます。
- ・ライブ配信のご視聴は株主さまご本人に限定させていただきます。IDやパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ・株主さまのプライバシーに配慮し、配信映像は会場後方から撮影させていただきますが、やむを得ず株主さまが映りこんでしまう場合がございますので、ご了承ください。
- ・ライブ配信の実施につきましては万全を期しておりますが、通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により変更または中止することがありますので、あらかじめご了承ください。

事前質問



P.6 に記載のライブ配信 Web サイトにアクセスのうえ、ライブ配信の視聴方法と同様にログインしてください。「事前質問を行う」ボタンをクリックし、ご質問をご入力のうえ申し込みボタンを押してください。

受付期間

2025年6月9日午前8:30から2025年6月16日午後5:00まで

<事前質問の受付について>

- ・ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ・株主さまご本人からのご質問に限らせていただきます。
- ・株主総会当日は、株主の皆さまのご関心が特に高いと思われる事項について回答させていただく予定です。すべてのご質問に回答するものではありませんので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。
- ・個別に回答・対応はいたしかねますのでご了承ください。
- ・ご質問はお一人さま2問まで、300文字以内（日本語）とさせていただきます。

ログインIDおよびパスワードに関するお問い合わせ先

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社

電話： **0120-707-843**（受付時間 午前9:00～午後5:00 土日休日を除く）

ライブ配信の視聴に関するお問い合わせ先 ※当日のみ

株式会社ブイキューブ

電話： **03-6833-6227**（受付時間 6月25日（水）午前9:00～株主総会終了時まで）

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役8名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、グループ経営強化のため1名増員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位
1	わた なべ ひさ のぶ 渡邊 壽信	男性 再 任 代表取締役社長 グループCEO
2	つね ひさ ひで のり 常久 秀紀	男性 再 任 代表取締役副社長 グループCFO、グループCSO、 グループCIO、グループCSuO
3	の べ た さとる 野邊田 覚	男性 再 任 代表取締役専務執行役員 グループCRO
4	み うら たけし 三浦 毅	男性 再 任 取締役常務執行役員
5	よし の たけ し 吉野 岳志	男性 再 任 取締役常務執行役員
6	か が み あき ゆき 加賀見 彰之	男性 新 任 執行役員
7	たか ほし 高橋 ゆき	女性 再 任 社外取締役 社外取締役候補者 独立役員
8	の むら しゅう や 野村 修也	男性 再 任 社外取締役 社外取締役候補者 独立役員
9	こ ばやし はる ひこ 小林 治彦	男性 新 任 社外取締役候補者 独立役員



生年月日

1962年8月16日

所有する当社株式の数

43,831株

1 わた なべ 渡邊 ひさ のぶ 壽信

再任

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	株式会社東京都民銀行入行
2011年6月	同行 融資管理部長
2012年7月	同行 参与 融資管理部長
2013年10月	同行 参与 融資統括部長
2014年6月	同行 執行役員 融資統括部長
2014年10月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ リスク管理部ゼネラルマネージャー
2015年6月	株式会社東京都民銀行 執行役員 日本橋支店長
2016年7月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ 営業戦略部部長 株式会社東京都民銀行 執行役員 営業統括部長
2017年6月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ 取締役 営業戦略部部長 株式会社東京都民銀行 取締役常務執行役員
2018年5月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 代表取締役副社長 株式会社きらぼし銀行 取締役頭取（代表取締役）（現職）
2020年6月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 代表取締役社長
2024年4月	同社 代表取締役社長グループCEO 監査部担当（現職） （現在に至る）

取締役候補者とする理由

当社グループの事業戦略部門やデジタル戦略部門、営業・融資部門等の業務経験ならびに、当社社長及びきらぼし銀行頭取としての経営経験を豊富に有しております。当社グループの経営管理と事業運営を適切かつ公正に行うことのできる高い能力と、広い見識を活かすことにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。



生年月日

1963年2月12日

所有する当社株式の数

35,235株

2 つね ひさ 常久 ひで のり 秀紀

再任

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年4月 株式会社三菱銀行入行
- 1994年11月 同行 シカゴ支店 アシスタント バイスプレジデント
- 2001年2月 プライスウォーターハウスクーパースコンサルタント株式会社 マネージャー
- 2004年4月 株式会社新銀行東京入行
- 2007年4月 同行 企画グループ 担当部長
- 2008年8月 同行 執行役
- 2009年6月 同行 執行役員
- 2014年6月 同行 取締役執行役員
- 2015年6月 同行 代表取締役社長執行役員
- 2016年4月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 取締役
- 2018年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 取締役
株式会社きらぼし銀行 専務取締役（代表取締役）
- 2021年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 代表取締役副社長
- 2023年4月 株式会社きらぼし銀行 取締役副頭取（代表取締役）
- 2024年4月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 代表取締役副社長
グループCFO、グループCSO、グループCIO、グループCSuO
経営企画部、事業戦略部担当（現職）
（現在に至る）

取締役候補者とする理由

当社グループの経営企画部門や事業戦略部門等の業務経験ならびに、当社副社長及びきらぼし銀行副頭取として経営経験を豊富に有しております。当社グループの経営管理と事業運営を適切かつ公正に行うことのできる高い能力と、広い見識を活かすことにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。



生年月日

1960年8月24日

所有する当社株式の数

28,713株

3 の べ た さとる 野邊田 寛

再任

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 株式会社日本興業銀行入行
2002年4月 株式会社みずほ銀行 業務企画部次長
2003年7月 同行 経営企画部次長
2007年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 コンプライアンス統括部次長
2010年4月 同行 資産監査部長
2012年4月 株式会社東京都民銀行 外為営業部部長
(株式会社みずほコーポレート銀行より出向)
2013年4月 同行入行 外為営業部長
2014年6月 同行 取締役執行役員 事務統括部長
2016年4月 同行 常務取締役
2016年6月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 取締役
2017年6月 株式会社東京都民銀行 専務取締役
2018年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 取締役
2018年6月 同社 常勤監査役
2020年6月 同社 代表取締役専務取締役
2021年1月 株式会社きらぼし銀行 取締役執行役員
2021年6月 同行 取締役専務執行役員
2023年4月 同行 取締役専務執行役員 (代表取締役)
2023年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 代表取締役専務執行役員
2024年4月 同社 代表取締役専務執行役員グループCRO リスク管理部、
連携推進部担当 (現職)
(現在に至る)

取締役候補者とする理由

当社グループのリスク管理部门や連携推進部門等の業務経験ならびに、当社取締役、常勤監査役及びきらぼし銀行取締役として経営経験を豊富に有しております。当社グループの経営管理と事業運営を適切かつ公正に行うことのできる高い能力と、広い見識を活かすことにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者となりました。



生年月日

1962年11月22日

所有する当社株式の数

20,672株

4 ^み ^{うら} ^{たけし} 三浦 毅

再任

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	株式会社東京都民銀行入行
2010年10月	同行 玉川学園支店長
2012年7月	同行 参与 人事部副部長
2013年7月	同行 参与 経営企画部部長
2014年6月	同行 執行役員 経営企画部部長
2014年10月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ 経営企画部長
2016年1月	同社 合併準備室部長
2017年6月	株式会社東京都民銀行 取締役常務執行役員
2018年5月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ システム統合準備室長 兼 合併準備室部長
	株式会社きらぼし銀行 常務取締役
2018年7月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ システム統合準備室長
2021年6月	株式会社きらぼし銀行 取締役専務執行役員 きらぼしライフデザイン証券株式会社 専務取締役
2022年6月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 取締役
2023年6月	同社 取締役常務執行役員
2024年4月	同社 取締役常務執行役員 人事部、HM室担当（現職） 株式会社U I 銀行 代表取締役会長（現職）
2025年4月	きらぼしライフデザイン証券株式会社 取締役会長（現職） （現在に至る）

取締役候補者とする理由

当社グループの人事部門や経営企画部門、市場部門等の業務経験ならびに、当社取締役及びきらぼし銀行取締役として経営経験を豊富に有しております。当社グループの経営管理と事業運営を適切かつ公正に行うことのできる高い能力と、広い見識を活かすことにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。



生年月日

1970年3月20日

所有する当社株式の数

10,252株

5 よしの たけし 吉野 岳志

再任

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年4月 株式会社東京都民銀行入行
2011年7月 同行 世田谷支店長
2014年6月 同行 茅場町支店長
2016年10月 同行 渋谷中央支店長
2018年5月 株式会社きらぼし銀行 渋谷中央支店長
2018年10月 同行 渋谷支店長 兼 渋谷中央支店長 兼 青山通支店長
2018年12月 同行 営業統括部部長
2019年4月 同行 営業統括部長
2019年8月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 経営企画部ゼネラルマネージャー
2020年4月 株式会社きらぼし銀行 神田中央支店長
2021年4月 同行 執行役員 神田中央支店長
2021年9月 同行 執行役員 神田中央支店長 兼 神田支店長
2022年10月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 監査部長
株式会社きらぼし銀行 執行役員 監査部長
2023年4月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 経営企画部長
株式会社きらぼし銀行 取締役執行役員 経営企画部長
2023年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 取締役執行役員 経営企画部長
2024年4月 同社 取締役執行役員
株式会社きらぼし銀行 取締役常務執行役員（代表取締役）
2024年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 取締役常務執行役員
経営企画部、事業戦略部担当
2025年4月 同社 取締役常務執行役員
デジタル営業戦略部、法人営業戦略部、個人営業戦略部担当（現職）
株式会社きらぼし銀行 取締役専務執行役員（代表取締役）
信託事業部、FCサービス事業部、PE室、法人営業推進部、
個人営業推進部、PB推進部、外為業務室、WIM室担当（現職）
（現在に至る）

取締役候補者とする理由

当社グループの営業推進部門、監査部門、営業店の支店長等の業務経験ならびに、当社取締役及びきらぼし銀行取締役として経営経験を豊富に有しております。当社グループの経営管理と事業運営を適切かつ公正に行うことのできる高い能力と、広い見識を活かすことにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者としたしました。



生年月日

1968年6月8日

所有する当社株式の数

62株

6 か が み あき ゆき 加賀見 彰之

新任

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1991年4月 株式会社日本興業銀行入行
- 2018年4月 株式会社みずほ銀行 金融法人部長
- 2021年5月 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 事業統括部長
- 2022年4月 同社 戦略コンサルタント部長
- 2023年11月 株式会社きらぼし銀行入行 連携推進部 部長（特命）
兼 株式会社きらぼしコンサルティング出向 エグゼクティブヴァイスプレジデント
- 2024年4月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 執行役員 事業戦略部長（現職）
株式会社きらぼし銀行 経営企画部 部長（特命）（現職）
（現在に至る）

取締役候補者とする理由

当社グループの事業戦略部門、経営企画部門の業務経験ならびに、大手銀行グループにて業務経験を豊富に有しております。当社グループの事業戦略と経営企画を適切かつ公正に行うことのできる高い能力と、広い見識を活かすことにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。



生年月日

1969年4月25日

所有する当社株式の数

一株

7 たか はし 高橋 ゆき

再任

社外取締役候補者

独立役員

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年12月 株式会社ベアーズ入社 専務取締役
2009年7月 一般社団法人東京ニュービジネス協議会 理事
2013年8月 一般社団法人全国家事代行サービス協会 副会長
2016年10月 株式会社ベアーズ 取締役副社長（現職）
2017年6月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 社外取締役
2018年4月 一般社団法人東京ニュービジネス協議会 副会長（現職）
2018年5月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 社外取締役（現職）
2019年4月 一般社団法人全国家事代行サービス協会 会長（現職）
2022年8月 株式会社YEEY 取締役（現職）
2023年7月 東京商工会議所 特別顧問（現職）
(現在に至る)

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

家事代行サービス事業者の経営者を務め、また女性の活躍推進、暮らし方改革、新事業創造などに対する豊富な経験から各種団体の要職も務めております。当社グループでは、同氏の知見を当社グループの商品・サービス向上に反映できるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。



生年月日

1962年4月12日

所有する当社株式の数

一株

8 の むら 野村 しゅう や 修也

再任

社外取締役候補者

独立役員

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1989年4月 西南学院大学法学部 専任講師
- 1992年4月 同大学法学部 助教授
- 1998年4月 中央大学法学部 教授
- 2004年4月 同大学法科大学院 教授（現職）
弁護士登録（第二東京弁護士会）
森・濱田松本法律事務所弁護士（現職）
- 2014年6月 三菱UFJ信託銀行株式会社 社外取締役
- 2016年6月 同行 社外取締役監査等委員
- 2021年6月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 社外取締役（現職）
（現在に至る）

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

大学院の教授としての専門的知識に加え、弁護士としても企業法務に関わっております。また、さまざまな公職も数多く歴任されており、幅広い見識や豊富な経験を有しております。当社グループでは、同氏の知見を経営全般に活かせるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。



生年月日

1963年4月17日

所有する当社株式の数

一株

9 こ ばやし 小林 はる ひこ 治彦

新任

社外取締役候補者

独立役員

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	東京商工会議所入所
2010年4月	同所 総務統括部 副部長
2011年4月	同所 地域振興部 副部長
2012年4月	同所 総務統括部 部長
2015年4月	同所 理事・産業政策第二部 部長 兼 東商ビル建替え準備室 部長
2018年4月	同所 理事・産業政策第二部 部長 兼 オフィス環境部 部長
2019年4月	同所 理事・事務局長
2021年4月	同所 常務理事（現職） （現在に至る）

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

東京商工会議所で常務理事、総務統括部、産業政策第二部を歴任。中小企業経営に関するさまざまなテーマについて事業者へのヒアリングや調査研究に関する経験を豊富に有しております。当社グループでは、同氏の知見を当社グループ取引先に対する経営支援、サービス向上の施策に活かせるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2025年3月31日）現在の株式数を記載しており、1株未満の株式数は切り捨てて表示しております。また、東京さばしフィナンシャルグループ役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 高橋ゆき氏、野村修也氏及び小林治彦氏は、社外取締役候補者であります。
4. 高橋ゆき氏及び野村修也氏の社外取締役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ8年、4年となります。
5. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社と、高橋ゆき氏及び野村修也氏との間で既に責任限定契約を締結しており、社外取締役に再任された場合は引き続き効力を有するものであります。また、小林治彦氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・責任限定契約の内容の概要
当社は、非業務執行取締役及び監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨が定款に定められており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 当社の子銀行であるさばし銀行は、高橋ゆき氏が取締役副社長を務める株式会社ベアーズと、社員の福利厚生にかかる取引を行っており、社員の家事代行サービス等の利用に対し、補助として年額100万円未満を支払っております。これは、さばし銀行及び株式会社ベアーズ双方の売上高のそれぞれ1%未満であります。したがって、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。
8. 当社グループは、野村修也氏が所属する森・濱田松本法律事務所に所属する同氏以外の弁護士と個別に契約を締結の上、必要に応じて業務に係る法律相談等を行っており、当該弁護士個人に対して弁護士報酬を支払っておりますが、同氏との間に法律事務に関する契約関係はなく、同氏に対しては弁護士報酬を支払っておりません。また、同事務所に対し2024年度に調査費用として年間600万円未満の報酬を支払っております。同事務所への支払いは年額100万円未満であり、これはさばし銀行及び同事務所双方の売上高のそれぞれ1%未満であります。したがって、同氏は経営陣からの独立性を有していると判断しております。
9. 小林治彦氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出る予定です。また、高橋ゆき氏及び野村修也氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たし、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

2024年6月24日開催の定時株主総会において、補欠監査役に選任された遠藤賢治氏の選任の効力は、本定時株主総会開始の時までとされておりますので、監査役の法定数を欠くこととなる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

えん どう けん じ
遠藤 賢治

■生年月日：1965年5月5日生

補欠監査役候補者

独立役員

■所有する当社の株式数：普通株式 一株

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

1998年3月 最高裁判所司法研修所修了
1998年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
1999年3月 石原総合法律事務所入所
2008年1月 遠藤法律事務所開業
（現在に至る）

補欠の社外監査役候補者とする理由

弁護士として豊富な経験と専門的知識を有し、企業法務に精通されていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、その専門的な知見を当社の監査に反映していただくため補欠の社外監査役候補者としたしました。

- (注) 1. 選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消することができるものとさせていただきます。
2. 補欠の社外監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 遠藤賢治氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について
遠藤賢治氏が社外監査役に就任した場合は、同氏と当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・責任限定契約の内容の概要
当社は、非業務執行取締役及び監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨が定款に定められており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。遠藤賢治氏が社外監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 遠藤賢治氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、当社は、遠藤賢治氏が社外監査役に就任した場合は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の届出を行う予定であります。

以 上

【ご参考】 株主総会後の取締役・監査役のスキルマトリックス

当社では、優れた人格・見識・能力及び豊富な経験等を有する者を取締役候補者として選定し、当社グループの中長期的な企業価値向上に資する観点、経営戦略（中期経営計画）達成の観点から、性別・国籍・年齢等の区別なく、さまざまなバックグラウンドを有する人材を登用することで、取締役会の全体としてのバランス、多様性を確保することとしております。

また、監査役候補者は優れた人格・見識・能力及び豊富な経験並びに高い倫理観に加え、必要な財務・会計・法務に関する知識を有した者を選定することとしております。

当社グループの中期経営計画を達成する上で取締役会が備えるべき知識・経験・能力としては、社内役員と社外役員では、それぞれ求められるスキルが一部異なるものと考えており、社内役員と社外役員でそれぞれ以下の8項目を設定しております。また、取締役の選任にあたっては、中長期的な経営の方向性や事業戦略に係る重要な意思決定、及び実効性の高い監督を行うため、多様な知見やバックグラウンドを有する人材の組み合わせを考慮することを基本としております。

■社内役員

氏 名	当社における地位	スキル区分							
		企業経営	営業・マーケティング	リスク管理・コンプライアンス	財務・会計	IT・システム・DX	サステナビリティ	人材戦略	市場
渡邊 壽信	社長	●	●	●	●	●	●	●	
常久 秀紀	副社長	●	●		●	●	●	●	●
野邊田 覚	取締役	●		●	●	●			●
三浦 毅	取締役	●			●	●		●	●
吉野 岳志	取締役	●	●		●				
加賀見 彰之	取締役	●	●		●		●		
坪井 克哉	常勤監査役	●		●	●				●
内田 秀樹	監査役	●						●	

■社外役員

氏 名	当社における地位	スキル区分							
		企業経営	地域経済・行政	法務	財務・会計	IT・システム・DX	サステナビリティ	人材戦略	市場
高橋 ゆき	社外取締役	●				●	●	●	
野村 修也	社外取締役	●	●	●	●		●		
小林 治彦	社外取締役	●	●			●	●	●	
稲葉 喜子	社外監査役	●			●				●
東道 佳代	社外監査役	●		●					

（注）上記マトリックスは、各氏の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

(ご参考)

1. 取締役・ＣＥＯ候補者及び監査役候補者の資格及び指名・解任手続

当社は、当社グループの取締役の人事・報酬の客観性や透明性を確保するための諮問機関として、社外取締役を委員長とし、社外取締役が半数以上を占める任意の「指名・報酬協議会」を設置し、取締役の選解任や業績連動型報酬制度を含む報酬額等について検討した上で、当社の取締役会において取締役の人事・報酬について決定する体制・手続を整備しております。

(1) 取締役・ＣＥＯ及び監査役の資格

- ①当社及び子銀行の取締役は、優れた人格・見識・能力及び豊富な経験並びに高い倫理観を有する者でなければならないとしております。
- ②当社及び子銀行のＣＥＯは、取締役の中から、ＣＥＯとしての職務・職責を適切に果たすことができる者を選定することにしております。
- ③当社及び子銀行の監査役は、優れた人格・見識・能力及び豊富な経験並びに高い倫理観に加え、必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者でなければならないとしております。

(2) 取締役・ＣＥＯ及び監査役の指名手続

- ①当社の取締役候補者は、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果を基に当社の取締役会で審議の上決定しております。
- ②子銀行の取締役候補者は、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果を基に子銀行の取締役会で審議の上決定しております。
- ③当社及び子銀行のＣＥＯは、各社の取締役の中から、ＣＥＯの資格を踏まえ、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果を基に当社または子銀行の取締役会で審議の上決定しております。
- ④当社の監査役候補者は、当社の監査役会の同意を得た上で、当社の取締役会において審議の上決定しております。
- ⑤子銀行の監査役候補者は、子銀行の監査役会の同意を得た上で、子銀行の取締役会において審議の上決定しております。

(3) 取締役・ＣＥＯの解任手続

- ①当社及び子銀行の取締役の解任提案にあたっては、以下の解任基準を踏まえた上で、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果をもとに各社の取締役会で審議の上決定します。

＜取締役の解任基準＞

- i) 反社会的勢力との関係が認められる等の公序良俗に反する行為を行った、または、公序良俗に反すると認められる場合
 - ii) 法令または定款その他当社グループの規程に違反し、当社グループの企業価値を著しく毀損した場合
 - iii) 職務執行に著しい支障が生じた場合
 - iv) 取締役の資格に定める資質が認められない場合
- ②当社及び子銀行のＣＥＯの解任提案にあたっては、取締役の解任基準を踏まえた上で、原則、「指名・報酬協議会」において検討を行い、各社の取締役会で審議の上決定します。

(4) 候補者の選定及び解任の諮問結果の取り纏め

「指名・報酬協議会」が、取締役・ＣＥＯ候補者の選定並びに解任の検討を行う際には、対象者個々の人材の把握を、必要に応じて委員が直接行うほか、子銀行の内部評価資料等を活用の上、検討結果を取り纏めることとしております。

2. 社外役員の独立性に関する基準

当社グループは、社外取締役及び社外監査役の候補者の独立性に関しては以下の基準に基づき判断しております。

1. (1) 当社グループの業務執行取締役、執行役員、または支配人その他の使用人（以下、併せて「業務執行者等」という）ではなく、かつ、その就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であつたことがないこと。
ただし、社外監査役候補者の場合は、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役（注1）であつたことがないことを要件に加える。
- (2) 社外取締役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役、監査役であつたことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であつたことがないこと。
社外監査役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの監査役であつたことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等または非業務執行取締役であつたことがないこと。
- (3) 当社グループの役員等（注2）及び支配人その他の重要な使用人（役員等に該当する者を除く）の配偶者または二親等以内の親族でないこと。
2. 当社の主要株主（注3）である者、または当社グループが主要株主である会社の役員等または使用人（役員等に該当するものを除く）ではないこと。
3. (1) 当社グループを主要な取引先（注4）とする者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間ににおいても業務執行者等ではなかったこと。
- (2) 当社グループの主要な取引先である者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間ににおいても業務執行者等ではなかったこと。
- (3) 当社グループから一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円、または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の社員等でないこと。
4. 当社グループから役員等を受け入れている会社、またはその親会社もしくはその子会社の役員等ではないこと。

5. 現在、当社グループの会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近３年間、当該社員等として当社グループの監査業務を担当したことがないこと。
 6. 弁護士、公認会計士、その他のコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社グループから過去３年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。また、当社グループを主要な取引先とする法律事務所等のアドバイザリー・ファーム（過去３事業年度の平均で、その連結売上高の２％以上の支払いを当社グループから受けたアドバイザリー・ファーム）の社員等ではないこと。
 7. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。
- (注１)「非業務執行取締役」とは、業務執行取締役に該当しない取締役をいう。
- (注２)「役員等」とは、取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）、執行役員、相談役、顧問をいう。
- (注３)「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において総議決権の１０％以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または企業等をいう。
- (注４)「主要な取引先」は、直近事業年度における年間連結総売上高（当社の場合は年間連結経常収益）の２％以上を基準に判定。

以 上

第11期 (2024年 4月 1日から 2025年 3月31日まで) 事業報告

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当社グループは、持株会社である当社のほか、連結子会社18社及び関連会社（持分法適用関連会社）3社で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、リース業務、コンサルティング業務、FinTech、広告企画制作業務等の幅広いサービスを提供しております。

【金融経済環境】

わが国経済は、日本銀行が政策金利の引き上げを行い10年以上に及ぶ異次元緩和に終止符を打つ歴史的な転換点を迎える中、堅調な個人消費や企業業績に支えられ、緩やかな回復基調を辿りました。個人消費支出は、賃上げを含む雇用環境の改善が進んだことで、新車販売や電子機器の買い替え需要が牽引し持ち直しの動きが見られました。他方、米を中心とした食料品価格の高騰が進行しており、家計の節約志向による個人消費停滞の可能性も示唆されています。一方、企業業績は、原材料や人件費等を含むコスト高の影響を受けながらも改善傾向が続いています。また、緩和的な金融環境などを背景とした設備投資需要の持ち直しも景気の下支えにつながりました。

先行きの景気動向については、賃金・雇用環境の改善、堅調なインバウンド需要などを背景に、回復傾向で推移することが期待されています。しかし米国のトランプ政権の政策による影響が不確定要素として挙げられ、関税引き上げに伴う米中の貿易摩擦再燃などにより米国の物価・金利高を招く可能性があります。国内では製造業を中心に輸出が落ち込む懸念もあり、労働供給制約リスクや物価上昇リスクと共に景気の下振れリスクへの注視が必要です。

【企業集団の事業の経過及び成果】

こうした環境下、「金融にも強い総合サービス業」を将来像に掲げる当社は、パーパス「T O K Y Oに、つくそう。」のもと、グループの総合力を最大限に活用しながら、金融の常識を超えてお客さまのあらゆるライフステージにおける課題解決にコミットし、地域社会・地域経済の持続的な発展につくすことを目指しております。また、お客さまの資産運用に関するニーズに対しては、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」に基づいた対応を実践しています。

そうした中、2024年度からの3年間を計画期間とする新たな中期経営計画に取り組んでおります。新中期経営計画では、グループ各社の収益力向上や質の高いコンサルティング機能の提供を通じたフィービジネスの拡大による「収益構造の見直しと収益力の強化」、生産性向上のための「更なる効率化」、優先株式償還を見据えた「自己資本の充実」に重点的かつ戦略的に取り組み、企業価値の更なる向上に努めてまいりました。

(中期経営計画の進捗)

新中期経営計画において掲げたKPI、KGIの達成に向け、質の高いコンサルティング機能の提供によるフィービジネスの拡大を進めるとともに、業務改革や人材育成に取り組み、さらばしグループ全社による総合ソリューションで、お客さまの多様な課題やニーズにお応えするとともに円滑な資金供給に努めました。

2024年度におけるKGI（財務目標）につきましては、当社連結業績の大宗を占めるきらぼし銀行において、適切なリスク・アセットのコントロールを行いつつ、引き続き、メイン化取引の推進やお客さまとのリレーション強化の取組み、政策金利引き上げの影響等により、貸出金利息が堅調に推移したことに加え、グループ一体でお客さまの課題解決に向けた総合ソリューションに取り組んだ結果、グループ会社利益が増加したこと等により、当期純利益およびROEは前年度を上回る実績となりました。

《デジタル戦略》

当社グループでは、デジタル戦略を重要施策の一つに掲げ、「デジタルとリアルを融合したサービス提供」、「金融と非金融を駆使したサービス提供」、「きらぼしグループのDX推進」に取り組んでおります。

デジタル戦略の中核を担うデジタルバンク「U I 銀行」は、更なる利便性を追求し、より身近に親しみやすく感じていただけるよう、モバイルアプリを全面リニューアルいたしました。さらに、同行では、きらぼしライフデザイン証券との金融商品仲介業務の取扱いや、スマートフォンで手続きが完結する住宅ローンや不動産ローンの取扱いを開始する等、お客さまの多様なニーズに対応できるようサービスの拡充を図りました。

また当社は、関西電力株式会社と「ゼロカーボン社会の実現に向けた新たなデジタル金融サービス事業に関する基本合意書」を締結いたしました。U I 銀行が提供するBaaSおよびグループ機能を関西電力株式会社が活用し、お客さまにグリーン金融を軸としたサービスをご利用いただくことを通じ、サステナブルな社会の実現に貢献してまいります。東京と大阪にそれぞれ本社を置く両社の強みを活かし、金融・非金融サービスの融合による付加価値の高い顧客サービスの提供を目指します。今後もZ世代等の若年層向けサービスの拡充や、デジタルとリアルを融合した協業スキームの構築に取り組んでまいります。

きらぼしテックでは、当社が2024年シーズンより協賛を行っているプロ野球球団「東京ヤクルトスワローズ」の公式アプリにおいて、株式会社アプラスの「BANKIT®」を活用したデジタルウォレットサービス「スワローズPay」の運営サポートを開始いたしました。今後、「スワローズPay」を活用した特典の提供とヤクルトスワローズファンの満足度向上および明治神宮野球場内・神宮近隣地域のキャッシュレス化を推進してまいります。

《個人戦略》

個人のお客さまに対しては、きらぼし銀行・U I 銀行・きらぼしライフデザイン証券を中心にグループ一体となって、お客さまのライフプランやニーズに寄り添った商品・サービスの提供に努めております。2030年「TOKYOデジタルリテールNo.1」金融グループへの飛躍を目指す中で、2024年度よりシニアのお客さまを対象としたデジタルシフト推進の取組みとして、月に1度、きらぼし銀行の全店にて「きらぼしDXの日」を実施し、U I 銀行やきらぼし銀行アプリの紹介、スマートフォンを使用した口座開設サポート等のご案内を行っております。その他、各営業店の「遠隔相談ブース」を活用した相続のお手続き、信託商品のご案内、年金相談等、「営業

店を活用したリアルなデジタル推進」に取り組んでおります。

《法人戦略》

当社では、きらぼし銀行のSS部やきらぼしコンサルティングを中心として、スタートアップ企業の成長ステージに応じたさまざまなサポートに取り組んでおります。

具体的な取組みとして、東京都等が開催する国際イベント“SusHi Tech Tokyo 2024”のグローバルスタートプログラムに協賛企業としてブース出展を行いました。ブースでは、当社と連携先が支援するスタートアップを紹介するほか、ピッチ等のミニイベントを実施し、企業同士や投資家との関係深化を促しました。

その他、きらぼしキャピタルでは、将来性豊かな成長企業に対する投資を目的とする「夢・はばたき2号ファンド」、中小企業を対象とした円滑な事業承継と今後の事業成長支援を目的とする「KCPバイアウト1号ファンド」による投資を実行し、多様化する資金調達ニーズにお応えするとともにお客さまのライフステージにおけるあらゆる経営課題解決に取り組みました。

海外展開支援においては、国内の中堅・中小企業とのネットワークや東南アジアの拠点網を活かして、アウトバンド・インバウンドの双方での支援を実施しております。

具体的な取組みとして、綺羅商務諮詢（上海）有限公司は、海外進出・対日進出支援における業務連携を行っている株式会社エイチ・アイ・エス（以下、「株式会社HIS」といいます。）と、中国国内の企業調査・市場調査を実施する「CHINA RESEARCH」サービスを開始いたしました。本サービスを通じて、きらぼしグループがこれまで培ってきた知見やノウハウと株式会社HISのネットワークを活用し、きめ細かな質の高いサービスを提供してまいります。また、きらぼし銀行は、タイの政府機関である国家イノベーション庁（NIA）との間で「スタートアップ（振興企業）の成長支援に関する覚書」を交わしました。きらぼし銀行のバンコク駐在員事務所とNIAが連携してスタートアップの海外展開を後押ししてまいります。そして、きらぼし銀行ときらぼしコンサルティングは、2023年7月、東京都と「金融機関等と連携した海外企業誘致促進事業の実施に関する協定書」を締結し、支援対象企業に対して、さまざまな支援を行っております。2024年度、支援対象企業3社（米国1社・韓国2社）の都内における法人登記が完了しました。今後も優良な海外企業や海外スタートアップ企業の東京進出を積極的に支援し、都内企業とのビジネスマッチングなどにより産業振興を図ってまいります。

《経営基盤の強化とグループ経営資源配分の最適化》

新中期経営計画の取組みの一環として、きらぼし銀行では対面チャネルで高い付加価値サービスを提供するために、2024年度より各営業店の営業担当者を支社へ集約する「支社体制」へ順次移行しております。お客さまとの接点を維持しながら、営業店を13支社に集約するとともに、地域特性に応じた店舗運営の効率化に取り組んでまいります。

さらに、当社は関西圏におけるお客さまの課題解決の強化のため、「大阪オフィス」を開設いたしました。きらぼしグループ各社が有する機能を発揮しサービスを展開するとともに、地元金

融機関および外部連携先との協業や互いのネットワーク活用を通じてお客さまの課題解決に対処してまいります。

《ウェルビーイングと人的資本経営》

当社グループは、役職員全員が共通して持つべき意識・価値観・考え方として、「社会貢献、組織の発展、自己実現、自らの幸せを実現させること」を「きらぼしフィロソフィー」として策定しています。同時に、「きらぼしフィロソフィー」を実践する職員を「きらぼしびと」と定義し、3つの行動指針（“高い志”を持つひと、どうしたら出来るのかを常に考えるひと、結果にコミットし果敢に挑戦し続けるひと）のもと、付加価値の高いサービスを提供できる人材を育成するとともに、きらぼしびと自身のウェルビーイングを実現することで人的資本の価値を最大化し、お客さまや地域社会のウェルビーイングと当社グループの成長につなげる好循環の創造に取り組んでおります。企業価値向上の原点となる職員のウェルビーイング実現に向け、職員一人ひとりのウェルビーイングの状態を可視化するためサーベイを実施し、更なるウェルビーイング向上施策に取り組んでまいります。

具体的には、お客さまに価値あるサービスを提供するための「個の強化」を目的として、次世代を担う経営人材の育成や次々世代のリーダー開発を目的とした研修を実施するほか、職員の専門性獲得と成長意欲を高めるための「育成を目的とした外部派遣」、最先端のデジタル技術を駆使して新しい価値を提供できる「デジタル人材の育成」の強化等に取り組みながら、お互いに刺激し高め合い尊敬し合う企業文化の醸成を目指しております。また、さまざまなバックグラウンドを持つ専門人材の積極的な採用を行っているほか、牽引する女性リーダーの育成にも取り組んでおります。

採用・育成・人員配置を戦略的に行うことで、グループを通じて付加価値の高いサービス提供を行える体制を整備しております。

《サステナビリティへの取り組み》

当社グループでは、環境・気候変動への対応を経営戦略上の重要事項の一つとして位置づけ、お客さまのSDGs・脱炭素への取り組みに対し、グループ一体で包括的なサポートを提供しております。また、新中期経営計画におけるサステナビリティへの取り組みとして、Scope1・2における2030年度「カーボンニュートラルの達成」と、Scope3における投融資先の温室効果ガス（GHG）削減の取り組み支援を推進しております。それに伴い、きらぼし銀行は2024年度より株式会社NTTデータが提供する投融資先のGHG排出量を算定するプラットフォーム「C-Turtle®FE（シータートルエフイー）」を導入し、お客さまの脱炭素経営に向けた課題解決に資するソリューションの強化を図りました。

スポーツ振興を通じた取り組みにおいては、当社が公益財団法人日本バドミントン協会と「『日本バドミントン協会パートナー』に関する契約書」を締結し、日本バドミントン協会パートナー（グローバルおよびSDGs領域）として協賛、中央大学陸上部の長距離ブロックの活動を支援す

るため、一般社団法人CHUO EKIDEN CLUBとスポンサー契約を締結したほか、日本バレーボールのトップリーグ“SVリーグ”所属チームである「東京グレートベアーズ」を運営する株式会社グレートベアーズとオフィシャルパートナー契約を締結いたしました。

きらぼしグループは、引き続き、行政機関・外部機関等との連携ならびに地域スポーツ振興を通じて、地域経済・地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

(当社グループの業績)

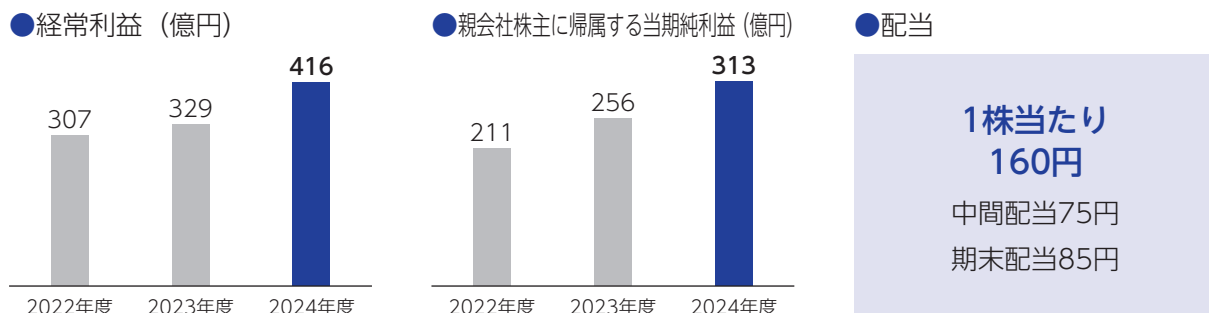
当社グループの連結業績につきましては、以下のとおりとなりました。

経常利益につきましては、前期比86億円増加し416億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比57億円増加の313億円となりました。

当連結会計年度の普通株式の配当につきましては、継続的かつ安定的な配当を実施する方針のもと、当期の利益水準に鑑み、前連結会計年度比1株当たり15円増配し、1株当たり160円（中間配当75円実施済、期末配当85円）の配当を実施することといたしました。

業績の主な増減要因につきましては、以下の主要な子会社である「(きらぼし銀行の業績)」に記載しております。

当社グループの業績



(きらぼし銀行の業績)

主要な子会社であるきらぼし銀行の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

経常利益につきましては、経常収益が前期比133億円増加し1,287億円に、また経常費用は前期比100億円増加し885億円となった結果、前期比32億円増加の402億円となりました。

その要因につきましては、以下のとおりとなります。

経常収益につきましては、貸出金残高の増加や貸出金利回りの上昇等による貸出金利息の増加や、持分法適用関連会社からの配当金の受取が減少した一方、ファンド収益の増加等により有価証券利息配当金が増加したこと等で、資金運用収益が前期比83億円増加し、国債等債券売却益が前期比29億円増加したことなどから、前期比133億円の増加となりました。

経常費用につきましては、資金調達費用が前期比46億円増加したことや、国債等債券売却損が前期比56億円増加したことなどで、前期比100億円増加しました。

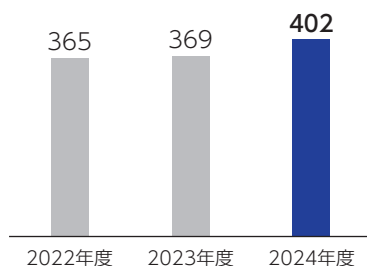
当期純利益につきましては、課税所得の増加や評価性引当額の減少率の低下により法人税等合計が前期比66億円増加した結果、前期と同水準の302億円となりました。

貸出金の期末残高は、前期末比1,199億円増加の4兆9,530億円となりました。また、預金の期末残高は、前期末比50億円減少の5兆4,678億円となりました。

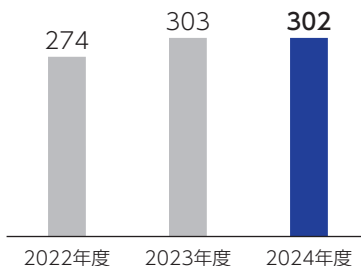
有価証券につきましては、期末残高は前期末比932億円減少の8,295億円となりました。

きらぼし銀行の業績（単体）

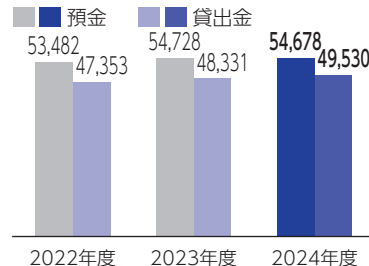
● 経常利益（億円）



● 当期純利益（億円）



● 預金・貸出金（億円）



【きらぼし銀行（単体）の業績及び預貸金期末残高】

（単位：百万円）

	2023年度	2024年度	増 減
コ ア 業 務 純 益	38,763	39,916	1,152
与 信 費 用	1,943	2,950	1,006
有 価 証 券 関 係 損 益	2,654	3,533	878
経 常 利 益	36,986	40,241	3,255
当 期 純 利 益	30,301	30,275	△26
(連結)			
経 常 利 益	34,323	41,460	7,136
親会社株主に帰属する当期純利益	27,364	31,097	3,732

	2023年度	2024年度	増 減
貸 出 金	4,833,110	4,953,017	119,907
預 金	5,472,896	5,467,869	△5,027

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

【企業集団の対処すべき課題】

「金融にも強い総合サービス業」を将来像に掲げる当社はこれまで、ビジネス構造の改革とグループ連携を通じた持続可能な成長モデルの構築を進めるとともに、店舗・人員・システムを中心とした合理化施策により経費削減を進めるなど、経営の効率化を推進してまいりました。

当社グループを取り巻く経営環境をみると、堅調な個人消費や企業業績に支えられ、経済は緩やかな回復基調を辿る一方で、世界ではトランプ政権による関税引き上げに伴う米中貿易摩擦の再燃、ウクライナ・中東情勢等の地政学リスク、資源・原材料価格の高騰、国内では政策金利の引き上げ、人手不足の深刻化等の様々なリスク要因により、業種によっては先行きの不透明な状況が続いております。また、目まぐるしい環境の変化に伴い、お客さまのニーズも多様化・複雑化し続けており、対応する金融機関に求められる社会的使命も大きな転換期を迎えています。

こうした環境下、当社グループはパーパス「T O K Y Oに、つくそう。」のもと、お客さまや地域の多様な問題解決に金融の常識を超えてコミットし、新たな価値提供を通じて、お客さま、地域とともに成長し続ける金融グループを目指しております。

また、当社においては、収益力の強化と収益構造を見直し、自己資本の充実と更なる経営の効率化を推進するとともに、グループ統合リスク管理並びにコンプライアンス管理などグループガバナンスの強化がこれまで以上に重要になると考えております。

当社グループは、課題に対処するため、以下の項目について取り組んでまいります。

(デジタル戦略)

デジタルバンク「U I 銀行」、FinTechサービスを展開する「きらぼしテック」をデジタル戦略の中核に、グループ各社との連携によるグループ内サービスの相互利用によるデジタルプラットフォームの機能・サービスを強化するとともに、デジタルを起点とした対面・非対面サービスを融合し、外部連携パートナーと連携した金融サービス提供（BaaS）による金融・非金融サービスが一体となった総合サービスの提供を実現してまいります。

また、デジタル関連の商品・サービスの企画開発や業務効率化など当社グループのDX推進についても、デジタル人材の獲得・育成を図りながら取り組んでまいります。

(個人戦略)

高齢化が進展する中、きらぼし銀行の預金取引の大半を占めるシニア層との信頼関係を次世代につなげるため、外部機関との連携等により、金融と非金融双方でシニア層のニーズへお応えしてまいります。また、富裕層、オーナー層などのお客さまが抱える課題に対し、長期目線でお客さまに寄り添い、長期的な時間軸の中でお客さまと信頼関係を築き、当社グループ各社の真にお客さまのニーズに合ったサービスを提供してまいります。

また、当社グループは、きらぼし銀行の営業店・本部、きらぼしライフデザイン証券等グループ各社が一体となった営業体制を構築し、お客さまのニーズに多様なチャネルで柔軟に対応し、コンサルティングを起点としたサービスの充実を図ってまいります。

(法人戦略)

創業から成長期、衰退期までのお客さまの多様な課題にお応えするため、きらぼし銀行の従来型の融資取引にとどまらないストラクチャードファイナンスやメザニンファイナンス、きらぼしキャピタルのファンドを通じたエクイティ投資、投資先へのハンズオン支援、海外展開支援など、多様なかたちでご支援できるよう、グループ全体でソリューション機能の強化に取り組んでまいります。また、お客さまとのリレーションを深め、取引メイン化の促進、外部連携ファンドとのハブ機能の発揮に向け、きらぼし銀行がコーディネータとなり案件の実行を実現するとともに、迅速な対応を図るため、案件検討体制や審査・リスク管理態勢をさらに強化してまいります。

社会的な課題の一つとなっている中小企業の事業承継に対しては、グループ各社の機能を活用し、オーナーさまの意向に沿った解決策の提案を行ってまいります。

(自己資本の充実)

金融機関における競争環境が変化する中で、経営の健全性を確保し、ステークホルダーの皆さまのご期待に適切に応えていくため、自己資本の充実と財務基盤の拡充に取り組むことが重要になっております。

当社グループでは、リスク・アセットのコントロールにより健全な自己資本比率を確保し、収益力の強化と、株主への利益還元のバランスを図ることにより、企業価値の向上を目指しております。そのため、優先株式償還原資確保に向けた内部留保の蓄積、適切な経営資源の配分でグループ最適事業ポートフォリオの構築、ベース経費削減と必要なDX投資による経営基盤の強化、リスクカテゴリーごとのアセットコントロールによりRORA向上を進めてまいります。

(経営基盤の強化とグループ経営資源配分の最適化)

お客さまの利便性向上、高付加価値を提供するために支社体制への移行や店舗再編を行うことでコスト削減を進めるとともに、お客さまのニーズに合わせた拠点の設置、各種合理化・高度化のための前向きな投資を行い、戦略分野への人員配置と人材育成、DX化等で効率化による生産性の向上を進めてまいります。

(サステナビリティへの取組み)

サステナブルファイナンスをはじめ、SDGs評価プログラム等複合的なサービスの提供により、SDGsに掲げられるさまざまな社会的課題の解決に向けて、ESG地域金融の観点から積極的に支援を行ってまいります。また、多様化するお客さまの問題解決に向け、引き続きグループの総合力強化を図るとともに、外部機関との更なる連携強化を進め、付加価値の高い金融サービスを通じて、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

(ウェルビーイングと人的資本経営)

「きらぼしフィロソフィー」を実践する「きらぼしびと」の育成に向け、3つの行動指針のもと、希望するキャリアデザインに基づく外部派遣制度等による「自発性」の喚起、高度な専門人材を育成する「研修制度」の充実、気づきと学びの場の提供による「自己研鑽」の支援などを行ってまいります。

当社グループでは、お客さまへの高い価値提供を実現するにあたり、「人材」が最も重要な経営資本と捉えており、職員一人ひとりが自らの価値を高め、企業価値向上に貢献することを目指しております。全職員が「きらぼしびと」を体現し、お客さまの課題解決につながる、より専門性の高いプロフェッショナルリティを磨き、成果を出していくための投資や制度づくりに積極的に取り組んでまいります。

(グループリスク管理)

「グループ事業戦略」・「経営ビジョン」の堅確な達成と「金融にも強い総合サービス業」の具現化を下支えすべく、当社が定める「グループリスク管理基本方針」に基づき、信用リスク・市場リスク・オペレーショナルリスク等を的確に管理し、適切なリスクテイクを可能とするリスクマネジメント手法の高度化を図っております。オペレーショナルリスクでは、事務リスク等に加え、利便性と安全性の高いサービスを提供するため、サイバーセキュリティ対応の向上に取り組んでまいります。

また、昨今のマネー・ローンダリングや預金口座不正利用等の防止の重要性に鑑み、当社グループのマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策等を統括する部署として、2024年4月にリスク管理部内に「AML/CFT対策室」を設置いたしました。今後もマネー・ローンダリングや預金口座不正利用等の金融犯罪の防止に努めてまいります。

(コンプライアンス)

コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つと捉え、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を進めることで、業務の健全性と適切性の確保に努めております。

株主の皆さまに信認され、お客さまや社会から信頼される地域金融グループとしての社会的責任を果たしていくため、当社が定める「コンプライアンス・プログラム」に基づき、徹底したコンプライアンス管理態勢の構築に努め、リスクオーナーシップの確立など企業倫理が徹底・浸透できる態勢の構築をさらに進めてまいります。

(コーポレート・ガバナンス)

コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つとして捉え、社外役員・外部有識者の知見も活用したうえでグループ経営管理態勢や監督機能の強化を進めるとともに、業務運営に際し透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うためコーポレート・ガバナンス機能の充実を図り、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

当社は、2024年度から2026年度までの3年間を計画期間とする新中期経営計画に基づき、グループの中核企業であるきらぼし銀行、デジタルバンク「U I 銀行」等、全グループ会社による総合ソリューションの提供を通じて、T O K Y Oの社会的課題の解決に取り組んでまいります。その結果として、収益の安定化、事業収益の多様化に伴う収益の増加並びにOHRやROE等経営指標の改善を図ることで、すべてのステークホルダーの皆さまのご期待に応えてまいります。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	108,348	125,291	138,331	160,872
経常利益	24,943	30,774	32,968	41,652
親会社株主に帰属する当期純利益	18,183	21,150	25,652	31,361
包括利益	10,603	10,983	42,048	11,542
純資産額	319,312	326,972	365,129	371,316
総資産	6,443,807	6,742,149	7,193,503	7,094,566

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 2021年4月にきらぼし銀行の連結子会社であるきらぼしビジネスサービス株式会社は、株式会社きらぼしクレジットサービスを吸収合併いたしました。また、同行の連結子会社であるきらぼしサービス株式会社は、同社を分割会社、きらぼしビジネスサービス株式会社を承継会社とする会社分割を行い、「きらぼしビジネスオフィスサービス株式会社」に商号変更の上、当社の連結子会社となりました。
3. 2022年1月に、当社の連結子会社であるきらぼし銀行は北京兆泰集团股份有限公司と日中合弁でコンサルティング現地法人「信銘冠嘉商務諮詢（北京）有限公司」を設立し、同年3月に同社を持分法適用関連会社といたしました。
4. 2022年3月30日付けで、きらぼし銀行の連結子会社であるきらぼしテック株式会社は第三者割当増資を実施し、同行の議決権の所有割合は100%から95%になりました。また、同年3月31日付けで当社は、きらぼし銀行が保有するきらぼしテック株式会社の全株式を取得し、当社の連結子会社といたしました。
5. 当社の持分法適用関連会社である株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシーにおいて、その子会社が財務戦略の一環として不動産の売却を実施し、当該売却益を原資に株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシーに対して期末配当を実施しました。2021年度の経常収益には当該配当を主とした、持分法による投資利益6,520百万円を含んでおります。
6. 2022年7月1日付で、株式会社ビー・ブレーブの株式を取得し、当社の連結子会社といたしました。また、2022年10月3日付で、当社の連結子会社であるきらぼし銀行は、エイチ・エス債権回収株式会社の株式を取得し、連結子会社といたしました。なお、同社は2023年4月1日付で、「きらぼし債権回収株式会社」に商号変更いたしました。
7. 当社の持分法適用関連会社である株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシーにおいて、その子会社が財務戦略の一環として不動産の売却を実施し、当該売却益を原資に株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシーに対して期末配当を実施しました。2022年度の経常収益には当該配当を主とした、持分法による投資利益3,564百万円を含んでおります。
8. 2023年10月2日付で、当社の連結子会社であるきらぼしシステム株式会社は、システム開発業を主な事業とする株式会社アイティーシーの全株式を取得し、当社の連結子会社といたしました。
9. 2023年10月31日付で、きらぼし銀行の連結子会社であるきらぼし債権回収株式会社は、アルゴジャパン債権回収株式会社より事業譲受をいたしました。

□ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
営 業 収 益	3,494	5,211	6,684	12,245
受 取 配 当 金	2,131	3,300	4,253	9,644
銀行業を営む子会社	2,120	3,285	4,238	9,633
そ の 他 の 子 会 社	10	14	14	10
当 期 純 利 益	2,135	3,479	4,326	9,491
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 銭 62 10	円 銭 106 99	円 銭 133 53	円 銭 303 45
総 資 産	209,942	218,257	222,133	230,633
銀行業を営む子会社株式等	196,851	201,151	204,651	209,151
そ の 他 の 子 会 社 株 式 等	10,592	14,634	14,634	14,634

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 2022年度にＵＩ銀行の増資4,300百万円を引き受けたことにより、銀行業を営む子会社株式等が増加しております。また、きらぼしテック株式会社の増資2,469百万円を引き受けたこと及び株式会社ビー・ブレーブの株式を1,572百万円で取得したことにより、その他の子会社株式等が増加しております。
3. 2023年度にＵＩ銀行の増資3,500百万円を引き受けたことにより、銀行業を営む子会社株式等が増加しております。
4. 2024年度にＵＩ銀行の増資4,500百万円を引き受けたことにより、銀行業を営む子会社株式等が増加しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末	
	銀行業	その他
使 用 人 数	2,118人	662人

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

① きらぼし銀行

			当 年 度 末	
東	京	都	118店 (うち出張所	4)
神	奈	川	41 (	2)
埼	玉	県	3 (	—)
千	葉	県	1 (	—)
合	計		163 (	6)

(注) 1. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を57ヵ所、京王電鉄駅構内のATMを12駅に設置しております。

2. ブランチ・イン・ブランチ（店舗内店舗）方式での拠点集約による営業拠点数は100拠点です。

② U I 銀行

本社（東京都港区）

ロ その他の事業

会 社 名	主要な営業所等
当社	本社（東京都港区）
きらぼしビジネスオフィスサービス株式会社	本社（東京都港区）
東京きらぼしリース株式会社	本社（東京都千代田区）
きらぼしシステム株式会社	本社（東京都千代田区）
株式会社きらぼしコンサルティング	本社（東京都港区）
きらぼしＪＣＢ株式会社	本社（東京都豊島区）
きらぼしキャピタル株式会社	本社（東京都港区）
きらぼしライフデザイン証券株式会社	本社（東京都港区）
株式会社ビー・ブレーブ	本社（東京都中央区）
きらぼしテック株式会社	本社（東京都港区）
株式会社アイティーシー	本社（東京都豊島区）
きらぼし信用保証株式会社	本社（東京都千代田区）
八千代信用保証株式会社	本社（東京都千代田区）
きらぼしビジネスサービス株式会社	本社（東京都北区）
綺羅商務諮詢（上海）有限公司	本社（中国・上海市）
KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED	本社（ベトナム・ホーチミン市）
きらぼし債権回収株式会社	本社（東京都渋谷区）
スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社	本社（神奈川県横浜市）
株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシー	本社（東京都渋谷区）
信銘冠嘉商務諮詢（北京）有限公司	本社（中国・北京市）

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀 行 業	そ の 他	合 計
設 備 投 資 の 総 額	6,251	335	6,586

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業別	会社名	内容	金額
銀行業	株式会社きらぼし銀行	ソフトウェア	4,447
		業務用端末	850
	株式会社ＵＩ銀行	ソフトウェア	1,553

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ハ 重要な設備の除却等

(単位：百万円)

会社名	内容	金額
株式会社きらぼし銀行	店舗用土地（登戸支店 他４件）	1,369

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
株式会社 きらぼし銀行	東京都港区 南青山３－１０－４３	銀行業	百万円 43,734	% 100.00
株式会社ＵＩ銀行	東京都港区 南青山３－１０－４３	銀行業	百万円 8,875	% 100.00
きらぼしビジネス オフィスサービス株式会社	東京都港区 南青山３－１０－４３	給与計算等バックオフィス業務	百万円 10	% 100.00
東京きらぼしリース 株式会社	東京都千代田区 神田小川町３－３	総合リース業	百万円 305	% 100.00
きらぼしシステム 株式会社	東京都千代田区 神田小川町３－３	コンピューター関連サービス業	百万円 20	% 100.00
株式会社きらぼし コンサルティング	東京都港区 南青山３－１０－４３	企業経営に関する総合コンサルティング の業務、セミナー、講演会の開催	百万円 50	% 100.00

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
きらぼし J C B 株式会社	東京都豊島区 東池袋 2-61-3	クレジットカード業務	百万円 30	% 100.00
きらぼしキャピタル 株式会社	東京都港区 南青山 3-10-43	投資事業組合（ファンド）の組成・運営 等に関する業務	百万円 75	% 100.00
きらぼしライフデザイン 証券株式会社	東京都港区 南青山 3-10-43	証券業	百万円 3,000	% 100.00
株式会社 ビー・ブレーブ	東京都中央区 日本橋 3-5-14	広告企画制作業	百万円 260	% 100.00
きらぼしテック 株式会社	東京都港区 南青山 3-10-43	資金移動業	百万円 100	% 95.00
株式会社 アイティーシー	東京都豊島区 南池袋 1-16-15 ダイヤゲート池袋	システム開発業	百万円 50	% (100.00)
きらぼし信用保証 株式会社	東京都千代田区 神田小川町 3-3	住宅ローン等の保証業務	百万円 760	% (100.00)
八千代信用保証 株式会社	東京都千代田区 神田小川町 3-3	住宅ローン等の保証業務	百万円 342	% (100.00)
きらぼしビジネス サービス株式会社	東京都北区 滝野川 3-1-1	メール、回金、事務集中業務、広告宣伝 用品等の調達・管理業務	百万円 10	% (100.00)
綺羅商務諮詢 (上海)有限公司 (Kiraboshi Business Consulting Shanghai Co., Ltd.)	中国上海市黄浦区 淮海中路918号 久事復興大廈 24-C1室	コンサルティング業務	米国ドル 25万 (23百万円)	% (100.00)
KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED	Unit 6A, Level 6, Saigon Centre Tower 1, 65 Le Loi Street, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam	コンサルティング業務	米国ドル 25万 (26百万円)	% (100.00)
きらぼし債権回収 株式会社	東京都渋谷区宇田川 町33-7	債権管理回収業	百万円 500	% (100.00)
スカイオーシャン・アセット マネジメント株式会社	神奈川県横浜市西区 みなとみらい 3-1-1	投資信託委託業務	百万円 300	% 15.00

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
株式会社きらぼし インシュアランス エージェンシー	東京都渋谷区宇田川 町33-7	保険代理店業務	百万円 2,530	% (37.70)
信銘冠嘉商務諮詢 (北京)有限公司 (StarBridge business consulting (Beijing) Co., Ltd.)	中国北京市大興区 金盛大街2号院 5号楼1階101-32	コンサルティング業務	中国元 100万 (19百万円)	% (39.00)

- (注) 1. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 「当社が有する子会社等の議決権比率」欄の（ ）欄は、間接議決権比率であります。
3. 綺羅商務諮詢（上海）有限公司の資本金の円換算額は、同社の持分の取得日における為替相場により算出し、百万円未満を切り捨てて表示しております。
4. KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITEDの資本金の円換算額は、同社の持分の取得日における為替相場により算出し、百万円未満を切り捨てて表示しております。
5. 信銘冠嘉商務諮詢（北京）有限公司の資本金の円換算額は、同社の持分の取得日における為替相場により算出し、百万円未満を切り捨てて表示しております。
6. スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社ならびに株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシー、信銘冠嘉商務諮詢（北京）有限公司は、当社の持分法適用関連会社であります。
7. 当社に親会社はありませんので、親会社の状況については記載しておりません。

重要な業務提携の概況

きらぼし銀行は、横浜銀行との間で「業務提携に関する基本合意書」（東京・神奈川ソリューションコネクト）を締結し、法人部門や事務部門において連携を行っております。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
三井住友信託銀行株式会社	5,100百万円	2,290千株	7.67%
株式会社きらぼし銀行	10,880百万円	一千株	—%
オリックス株式会社	10,000百万円	一千株	—%

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
4. 株式会社きらぼし銀行は、当社の完全子会社であります。
5. 三井住友信託銀行株式会社からの借入は、きらぼし銀行の連結子会社であるきらぼしテック株式会社の株式を取得するための原資として行った借入です。
6. きらぼし銀行からの借入は、ＵＩ銀行等の連結子会社への出資のために行った借入です。
7. オリックス株式会社からの借入は、株式会社きらぼし銀行からの借入金の返済に充当しております。

(8) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(2024年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	その他
渡 邊 壽 信	代表取締役社長 グループCEO 監査部 担当	株式会社きらぼし銀行 取締役頭取 (代表取締役)	
常 久 秀 紀	代表取締役副社長 グループCFO グループCSO グループCIO グループCSuO		
野邊田 覚	代表取締役専務執行役員 グループCRO リスク管理部 連携推進部 担当		
三 浦 毅	取締役常務執行役員 人事部 HM室 担当	株式会社U I 銀行 代表取締役 会長	
吉 野 岳 志	取締役常務執行役員 事業戦略部 経営企画部 担当	株式会社きらぼし銀行 取締役常務執行役員 (代表取締役)	
高 橋 ゆ き	取締役 (社外取締役)	株式会社ベアーズ 創業者 取締役副社長 東京商工会議所 特別顧問 一般社団法人東京ニュービジネス協議会 副会長 一般社団法人全国家事代行サービス協会 会長 株式会社YEEY 取締役	
西 尾 昇 治	取締役 (社外取締役)		
野 村 修 也	取締役 (社外取締役)	中央大学法科大学院 教授 森・濱田松本法律事務所 弁護士	
坪 井 克 哉	常勤監査役		
内 田 秀 樹	監査役	株式会社きらぼし銀行 常勤監査役	
稲 葉 喜 子	監査役 (社外監査役)	稲葉公認会計士事務所 公認会計士 株式会社はやぶさコンサルティング 代表取締役 税理士法人はやぶさ会計 シニアパートナー 株式会社ディー・エヌ・エー 社外監査役 兼松株式会社 社外監査役 保森監査法人 代表社員	
東 道 佳 代	監査役 (社外監査役)	光和総合法律事務所 パートナー 弁護士 日本郵便輸送株式会社 社外監査役 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社 社外取締役 テラテクノロジー株式会社 社外取締役	

- (注) 1. 取締役高橋ゆき氏、取締役西尾昇治氏、取締役野村修也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役稲葉喜子氏、監査役東道佳代氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役稲葉喜子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役高橋ゆき氏、取締役西尾昇治氏、取締役野村修也氏、監査役稲葉喜子氏、監査役東道佳代氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	支給人数	当社からの報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬		当社の子会社からの報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬	
				現金報酬	株式報酬			現金報酬	株式報酬
取締役	8名	295	131	47	116	89	33	14	41
監査役	4名	35	35	—	—	13	13	—	—
計	12名	331	167	47	116	103	47	14	41

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社の取締役が、当社の子会社であるさくらばし銀行の取締役及び監査役を兼職中に、同行から当社取締役及び監査役へ支払われた報酬等については、「当社の子会社からの報酬等の総額」の欄に記載しております。
3. 業績連動報酬には、当期の費用計上額を記載しております。
4. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ 業績連動報酬等に関する事項

① 報酬の種類

当社の取締役（社外取締役を除く）が受け取る報酬等は、基本報酬としての「固定報酬」（月額報酬）と、「業績連動報酬」として中期経営計画の短期的な目標計数等に連動する「現金報酬」と中期経営計画の中長期的な目標計数等に連動する「株式報酬」から構成されます。報酬総額に占める業績連動報酬の割合は、役位に応じて30%～35%を目安としております。

但し、社外取締役は、月額報酬のみとしております。

また、監査役の報酬は月額報酬のみであり、監査役の中立性及び独立性を確保する観点から業績連動報酬の対象としておりません。

② 業績連動報酬（短期業績：現金報酬）

業績連動報酬（現金報酬）は、役位別に定めた額を基準とし、業績目標の達成度合い及び担当部門業績評価に応じて乗率を決定の上、支給額を算定し、算定結果について指名・報酬協議会で検討を行い、検討結果を基に取締役会で審議の上、支給額を決定し毎年一定の時期に支給する方針としております。

業績に連動する指標は、対応する評価対象期間に係るきらぼし銀行の①コア業務純益、当社の②当期純利益であります。業績に連動する指標としてきらぼし銀行のコア業務純益を選定した理由は、当社の経営課題である収益力強化を図るべく、中期経営計画の目標計数として設定したためです。また、業績に連動する指標として当社の当期純利益を選定した理由は、役務収益の増強やコスト効率化を図るべく、中期経営計画の目標計数として設定したためです。

当事業年度中に支給された2023年度に係る短期業績に連動する指標の目標及び実績

指標	目標	実績
コア業務純益	347.3億円	387.6億円
当期純利益	200.6億円	256.5億円

③ 業績連動報酬（中長期業績：株式報酬）

非金銭報酬として、株式交付信託を利用した株式報酬制度を導入しており、役位別に定めた基礎金額及び2024年3月31日における当社株式の終値を基に、業績目標の達成度合いに応じて乗率を決定の上、付与ポイント数を算定し、算定結果について指名・報酬協議会で検討を行い、検討結果を基に取締役会で審議の上、付与ポイント数を決定しております。

業績に連動する指標は、対応する評価対象期間に係るきらぼし銀行の①OHR（コア業務粗利益ベース）、当社の②ROEであります。業績に連動する指標としてきらぼし銀行のOHRを選定した理由は、当社の経営課題である高コスト体質の改善を図るべく、中期経営計画の目標計数として設定したためです。また、業績に連動する指標として当社のROEを選定した理由は、経営の効率性の向上を図るべく、中期経営計画の目標計数として設定したためです。

なお、取締役がポイント数に相当する当社株式の交付を受ける時期は、各ポイント付与日（原則として毎事業年度）以降、所定の期間内（原則としてポイント付与日の同事業年度内）とし、退任までの期間において譲渡制限を付けております。

当事業年度中にポイント付与された2023年度に係る中長期業績に連動する指標の目標及び実績

指標	目標	実績
OHR（コア業務粗利益ベース） （経費÷コア業務粗利益）	57.38%	57.84%
ROE	5.93%	7.41%

ハ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第1回定時株主総会において、取締役が年額250百万円以内（うち社外取締役年額50百万円以内）、監査役が年額80百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。第1回定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役2名）、監査役は4名（うち社外監査役2名）です。また、上記取締役の金銭報酬の限度額とは別枠で、2022年6月22日開催の第8回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬の限度額は、2021年9月から2024年4月までの期間を対象として合計229百万円とすること、及び、株式報酬のために当社が金銭を拠出することにより設定する信託の信託期間を延長する場合は、延長した信託期間の年数に86百万円を乗じた金額を上限とすることが決議されております。第8回定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）です。

二 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能し、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、「役員報酬ポリシー」（取締役の報酬を決定するに当たっての方針）を2018年6月28日開催の取締役会において決議いたしました。また、「役員報酬ポリシー」を踏まえた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針として「取締役報酬規程」「株式交付規程」を2018年6月28日開催の取締役会において決議いたしました。

「役員報酬ポリシー」「取締役報酬規程」「株式交付規程」を決議するに当たっては、当社社外取締役2名を含む取締役3名にて構成し、委員長は社外取締役が務めている「指名・報酬協議会」での協議を経て、検討結果を基に当社の取締役会で決定しております。「指名・報酬協議会」は、ステークホルダー等に対して納得性のある報酬水準とするために、形式面及びプロセスの妥当性や業績連動方法等を含め、当社及びグループ会社の取締役報酬額の検討を行うことを目的に設置しております。

② 決定方針の内容の概要

当社取締役会は、経営陣の健全かつ適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、東京圏に新型タイプの都市型地銀を創造していくという考え方に基づき、迅速・果断な意思決定を行ってまいります。

このような考え方のもと、当社グループ取締役（社外取締役を除く）及び執行役員の報酬については、当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、基本報酬としての固定報酬（月額報酬）に加え、短期的な業績に連動する現金報酬（毎年1回支給予定）と、中長期的な業績に連動する株式交付信託を利用した株式報酬とを組み合わせた報酬としています。取締役の各報酬の報酬総額に対する割合は、役位に応じて、月額報酬を65～70%、短期業績に連動する現金報酬を15%、株式報酬を15～20%とすることを目安としております。

業績に連動する指標には、中期経営計画の目標計数を用いることとし、取締役自らが中期経営計画の達成を目指す報酬制度を構築することにより企業価値向上を図ってまいります。

また、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針としての「取締役報酬規程」「株式交付規程」において、月額報酬は、役位別及び取締役の等級別に基準額を定めております。業績連動報酬（現金報酬）は、役位別に基準額を定め、業績に連動する指標及び担当部門業績評価を用いて乗率を決定のうえ支給額を算定し、取締役会において決定することとしております。業績連動報酬（株式報酬）は、役位別に基礎金額を定め、業績に連動する指標を用いて乗率を決定のうえ付与ポイント数を算定し、取締役会において決定することとしております。

③ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬協議会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会に対して決定方針に沿うものである旨を答申しておりますが、取締役会としても、かかる検討の過程及び答申の内容は合理的であると判断したため、これを尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
高橋ゆき（社外取締役） 西尾昇治（社外取締役） 野村修也（社外取締役） 稲葉喜子（社外監査役） 東道佳代（社外監査役）	当社は、非業務執行取締役及び監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できることとしており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
以下の会社の取締役及び監査役 当社 株式会社きらぼし銀行 株式会社U I 銀行 きらぼしビジネスオフィスサービス株式会社 東京きらぼしリース株式会社 きらぼしシステム株式会社 株式会社きらぼしコンサルティング きらぼし J C B 株式会社 きらぼしキャピタル株式会社 きらぼしライフデザイン証券株式会社 きらぼしテック株式会社 株式会社ビー・ブレーブ	当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者は保険料を負担しておりません。 当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。 ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意又は重過失に起因する場合には填補の対象としないこととしております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
高 橋 ゆ き (取 締 役)	株式会社ベアーズ 創業者 取締役副社長 東京商工会議所 特別顧問 一般社団法人東京ニュービジネス協議会 副会長 一般社団法人全国家事代行サービス協会 会長 株式会社YEEY 取締役
西 尾 昇 治 (取 締 役)	
野 村 修 也 (取 締 役)	中央大学法科大学院 教授 森・濱田松本法律事務所 弁護士
稲 葉 喜 子 (監 査 役)	稲葉公認会計士事務所 公認会計士 株式会社はやぶさコンサルティング 代表取締役 税理士法人はやぶさ会計 シニアパートナー 株式会社ディー・エヌ・エー 社外監査役 兼松株式会社 社外監査役 保森監査法人 代表社員
東 道 佳 代 (監 査 役)	光和総合法律事務所 パートナー 弁護士 日本郵便輸送株式会社 社外監査役 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社 社外取締役 テラテクノロジー株式会社 社外取締役

- (注) 1. 当社の子銀行であるきらぼし銀行は、高橋ゆき氏が取締役副社長を務める株式会社ベアーズと、社員の福利厚生にかかる取引を行っており、社員の家事代行サービス等の利用に対し、補助として年額1百万円未満を支払っております。これは、きらぼし銀行及び株式会社ベアーズ双方の売上高のそれぞれ1%未満であります。したがって、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。
2. 社外監査役東道佳代氏の職務上（弁護士）の氏名は、黒澤佳代であります。
3. 当社グループは、野村修也氏が所属する森・濱田松本法律事務所に所属する同氏以外の弁護士と個別に契約を締結の上、必要に応じて業務に係る法律相談等を行っており、当該弁護士個人に対して弁護士報酬を支払っておりますが、同氏との間に法律事務に関する契約関係はなく、同氏に対しては弁護士報酬を支払っておりません。また、同事務所に対し2024年度に調査費用として年間6百万円未満の報酬を支払っております。同事務所への支払いは年額10百万円未満であり、これはきらぼし銀行及び同事務所双方の売上高のそれぞれ1%未満であります。したがって、同氏は経営陣からの独立性を有していると判断しております。
4. 当社の子銀行であるきらぼし銀行は、社外監査役の東道佳代氏が所属する光和総合法律事務所に所属する同氏以外の弁護士と個別に契約を締結の上、必要に応じて業務に係る法律相談等を行っており、当該弁護士個人に対して弁護士報酬を支払っておりますが、同法律事務所及び同氏との間に法律事務に関する契約関係はなく、同法律事務所及び同氏に対しては弁護士報酬を支払っておりません。したがって、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。
5. その他の兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
高 橋 ゆ き (取 締 役)	7年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 16回のうち14回出席	取締役会において、一般事業会社の創業・経営者としての経験から、審議に必要な発言や当社グループの商品・サービス向上に資する提言を行っております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員長としても、取締役の指名・報酬案について提言を行っております。
西 尾 昇 治 (取 締 役)	5年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 16回全てに出席	取締役会において、中小企業に対する経営相談、再生支援、事業承継等に関する豊富な経験から、審議に必要な発言や当社グループ取引先に対する経営支援、サービス向上に資する提言を行っております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員としても、取締役の指名・報酬案について提言を行っております。
野 村 修 也 (取 締 役)	3年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 16回全てに出席	取締役会において、大学院の教授としての専門知識に加え、弁護士の専門的見地から、審議に必要な発言や当社のコーポレート・ガバナンスの向上に資する提言を行っております。
稲 葉 喜 子 (監 査 役)	10年6ヶ月	当事業年度開催の取締役会 16回全てに出席、監査役会 14回全てに出席	取締役会及び監査役会において、公認会計士の専門的見地から、審議に必要な発言を行っており、幅広い見識を当社グループの監査体制に反映しております。
東 道 佳 代 (監 査 役)	10年6ヶ月	当事業年度開催の取締役会 16回全てに出席、監査役会 14回全てに出席	取締役会及び監査役会において、弁護士の専門的見地から、審議に必要な発言を行っており、経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	40	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	100,000千株
	第1回第一種優先株式	5,000千株
	第2回第一種優先株式	5,000千株
	第二種優先株式	2,000千株
発行済株式の総数	普通株式	30,650千株
	第1回第一種優先株式	750千株
	第二種優先株式	2,000千株

(自己株式182千株を含む)

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

普通株式	28,361名
第1回第一種優先株式	1名
第二種優先株式	1名

(3) 大株主 普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,262 千株	10.70 %
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	2,418	7.93
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,290	7.51
東京きらぼしフィナンシャルグループ従業員持株会	1,207	3.96
東 京 都	1,197	3.93
JP MORGAN CHASE BANK 385632	644	2.11
株 式 会 社 マ ー ス グ ル ー プ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	590	1.93
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	560	1.83
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	509	1.67
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	460	1.51

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

第1回第一種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	750 千株	100.00 %

第二種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
東 京 都	2,000 千株	100.00 %

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役（社外取締役を除く）	5 名	普通株式 59,127 株

5 当社の新株予約権等に関する事項

当社が、会社法に基づき、当社並びに当社の子会社であるきらぼし銀行の取締役（社外取締役を除く）に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の内容の概要は次のとおりであります。

	新株予約権 の割当日	新株予約権 の個数	目的となる株式 の種類及び数	発行価額 (新株予約権 1個当たり)	行使価額 (株式1株 当たり)	行使期間
第1回 新株予約権	2015年 8月3日	120個	普通株式 12,000株	388,100円	1円	2015年8月3日から 2045年8月2日まで
第2回 新株予約権	2016年 8月1日	220個	普通株式 22,000株	269,500円	1円	2016年8月1日から 2046年7月31日まで
第3回 新株予約権	2017年 8月1日	151個	普通株式 15,100株	279,500円	1円	2017年8月1日から 2047年7月31日まで

(1) 事業年度の末日において当社の取締役（社外取締役を除く）が有している当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の 種類及び数	保有人数	保有個数
第1回新株予約権	一個	普通株式 一株	一名	一個
第2回新株予約権	11個	普通株式 1,100株	1名	11個
第3回新株予約権	23個	普通株式 2,300株	3名	23個

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等 該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 高 木 竜 二 業 務 執 行 社 員 指定有限責任社員 藤 波 竜 太 業 務 執 行 社 員	22	①当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査活動実績と計画等について関連部署からヒアリング等を行い、その内容が適切であるか、また、監査時間と報酬単価についても合わせて検討した上で、会計監査人報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。 ②当社は非監査業務として、内部統制報告制度改訂に伴う支援業務に対して対価を支払っております。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しており、その他欄に記載した会計監査人が行う非監査業務の対価は含まれておりません。
 3. 当社、子会社及び子法人等（非連結の子会社及び子法人等を除く）が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、153百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査業務における品質管理体制、職務執行状況並びにその他の事由により解任又は不再任とすることが妥当であると判断した場合には、監査役会が株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ロ 当社の会計監査人以外の監査法人が監査を行っている重要な子会社及び子法人等

該当ありません。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8 特定完全子会社に関する事項

特定完全子会社の名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社きらぼし銀行	東京都港区南青山 三丁目10番43号	191,851 百万円	230,633 百万円

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

10 会計参与に関する事項

該当ありません。

11 その他

剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがある場合における当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

銀行持株会社としての公共性に鑑み、適正な内部留保による財務の健全性の確保に努めるとともに、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要施策の一つと位置付け、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

また、中期経営計画（2024年～2026年度）において、優先株式償還後も「配当性向20％程度」を目安としております。

連結計算書類

第11期末 (2025年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	980,840	預金	6,107,621
コールローン及び買入手形	9,829	譲渡性預金	328,200
買入金銭債権	70,165	コールマネー及び売渡手形	27,196
商品有価証券	1,190	債券貸借取引受入担保金	128,696
金銭の信託	5,132	借入金	47,910
有価証券	834,771	外国為替	560
貸出金	4,980,179	社債	4,220
外国為替	5,658	その他負債	67,190
リース債権及びリース投資資産	31,098	賞与引当金	1,906
その他資産	71,586	役員賞与引当金	180
有形固定資産	58,439	株式報酬引当金	395
建物	19,176	退職給付に係る負債	138
土地	31,672	役員退職慰労引当金	49
リース資産	1,507	ポイント引当金	114
建設仮勘定	535	睡眠預金払戻損失引当金	107
その他の有形固定資産	5,546	偶発損失引当金	873
無形固定資産	16,195	特別法上の引当金	0
ソフトウェア	11,054	繰延税金負債	66
のれん	3,916	支払承諾	7,822
リース資産	331	負 債 の 部 合 計	6,723,250
その他の無形固定資産	892	(純 資 産 の 部)	
退職給付に係る資産	35,812	資本金	27,500
繰延税金資産	8,903	資本剰余金	151,024
支払承諾見返	7,822	利益剰余金	199,225
貸倒引当金	△23,061	自己株式	△1,309
		株主資本合計	376,440
		その他有価証券評価差額金	△18,299
		繰延ヘッジ損益	2,498
		土地再評価差額金	△242
		為替換算調整勘定	36
		退職給付に係る調整累計額	10,845
		その他の包括利益累計額合計	△5,161
		新株予約権	9
		非支配株主持分	28
		純 資 産 の 部 合 計	371,316
資 産 の 部 合 計	7,094,566	負債及び純資産の部合計	7,094,566

第11期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		160,872
資金運用収益	96,393	
貸出金利息	71,489	
有価証券利息配当金	22,272	
コールローン利息及び買入手形利息	240	
預け金利息	1,727	
その他の受入利息	663	
信託報酬	362	
役務取引等収益	24,240	
その他業務収益	5,258	
その他経常収益	34,617	
償却債権取立益	41	
その他の経常収益	34,575	
経常費用		119,219
資金調達費用	10,275	
預金利息	6,744	
譲渡性預金利息	597	
コールマネー利息及び売渡手形利息	134	
債券貸借取引支払利息	2,009	
借入金利息	471	
社債利息	31	
その他の支払利息	285	
役務取引等費用	4,146	
その他業務費用	13,164	
営業経費	65,540	
その他経常費用	26,092	
貸倒引当金繰入額	2,790	
その他の経常費用	23,302	
経常利益		41,652
特別利益		4,252
固定資産処分益	4,252	
特別損失		157
固定資産処分損	157	
税金等調整前当期純利益		45,747
法人税、住民税及び事業税	12,600	
法人税等調整額	1,785	
法人税等合計		14,385
当期純利益		31,362
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		31,361

計算書類

第11期末 (2025年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
【流動資産】	6,053	【流動負債】	5,746
現金及び預金	5,967	短期借入金	5,100
未収入金	1	1年内返済予定の長期借入金	177
前払費用	42	未払金	38
未収還付法人税等	4	未払費用	62
仮払金	3	未払配当金	114
預け金	32	未払法人税等	13
【固定資産】	224,580	預り金	96
無形固定資産	209	仮受金	9
ソフトウェア	209	賞与引当金	84
ソフトウェア仮勘定	0	役員賞与引当金	50
投資その他の資産	224,370	【固定負債】	20,820
投資有価証券	524	株式報酬引当金	117
関係会社株式	223,785	長期借入金	20,703
敷金	3	負 債 の 部 合 計	26,566
繰延税金資産	55	(純 資 産 の 部)	
		【株主資本】	204,057
		資本金	27,500
		資本剰余金	166,526
		資本準備金	56,219
		その他資本剰余金	110,306
		利益剰余金	11,341
		その他利益剰余金	11,341
		繰越利益剰余金	11,341
		自己株式	△1,309
		【新株予約権】	9
		新株予約権	9
資 産 の 部 合 計	230,633	純 資 産 の 部 合 計	204,066
		負債及び純資産の部合計	230,633

第11期 (2024年4月1日から
2025年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	12,245
関係会社受取配当金	9,644
関係会社受入手数料	2,600
営業費用	2,553
販売費及び一般管理費	2,553
営業利益	9,691
営業外収益	15
受取利息	2
受取配当金	3
雑収入	9
営業外費用	210
支払利息	208
雑損失	2
経常利益	9,497
税引前当期純利益	9,497
法人税、住民税及び事業税	7
法人税等調整額	△1
法人税等合計	5
当期純利益	9,491

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 高木 竜二
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤波 竜太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ
取締役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 木 竜 二
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 波 竜 太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループの2024年4月1日から2025年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

株式会社 東京きらばしフィナンシャルグループ 監査役会

常勤監査役 坪 井 克 哉 ㊞
監 査 役 内 田 秀 樹 ㊞
社外監査役 稲 葉 喜 子 ㊞
社外監査役 東 道 佳 代 ㊞

以 上

(ご参考)

きらぼしのサステナビリティ

きらぼしグループでは、気候変動の対応を経営戦略上の重要事項と位置づけ、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）宣言へ賛同するほか、地域経済・地域社会の持続的発展に貢献すべく、「社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）」や「環境方針」等を策定しております。グループ一体となり、お客さまのSDGs・脱炭素への取組みにかかる多様なニーズに対しワンストップで包括的なサポートを提供するとともに、グループ自身のCO₂排出量削減への取組み強化を図ることで、脱炭素社会の実現を目指します。

環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）のESGの視点を経営に取り入れ、さまざまなステークホルダーの皆さまとのつながりの中で社会課題に対応することで、経済的価値と社会的価値をともに創造してまいります。

サステナビリティ方針

東京きらぼしフィナンシャルグループは、経営理念に基づく企業活動を通じ、地域社会の持続的な発展への貢献と中長期的な企業価値向上に努めます。また、すべてのステークホルダーとの対話を通じ、情報開示の充実に努めます。

グループ役職員一人ひとりが、お客さまの価値向上に取組み、気候変動や社会的課題への対応に積極的な役割を果たします。

環境方針

東京きらぼしフィナンシャルグループは、本業を通じた経済活動や自らの企業活動において環境問題の解決に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

▶事業活動を通じた支援

商品・サービス・情報の提供を通じて、環境問題に取組むお客さまを支援します。

▶地域社会の環境保全活動

地域社会と連携しながら、地域の環境保全を推進します。

▶関連法令の遵守

環境に関する法令・規則・協定等を遵守します。また、持続可能な社会の実現に向けた社会的要請を企業活動につなげます。

▶環境負荷の削減

省資源、省エネルギー、リサイクル等を推進し、事業活動における環境負荷の削減に努めます。

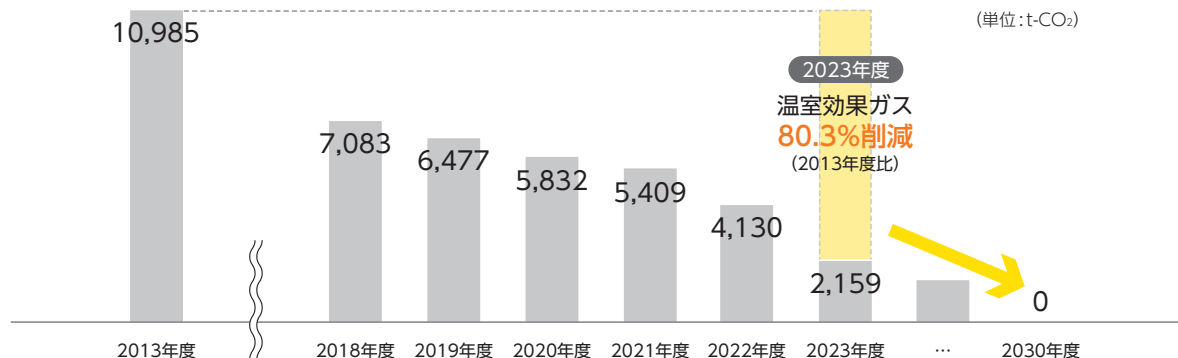
▶役職員への啓蒙

企業としての取組みを通じて役職員一人ひとりが環境問題に関する認識を深め、積極的に環境保全活動に取り組むよう意識の高揚を図ります。

カーボンニュートラル宣言

温室効果ガス排出削減目標

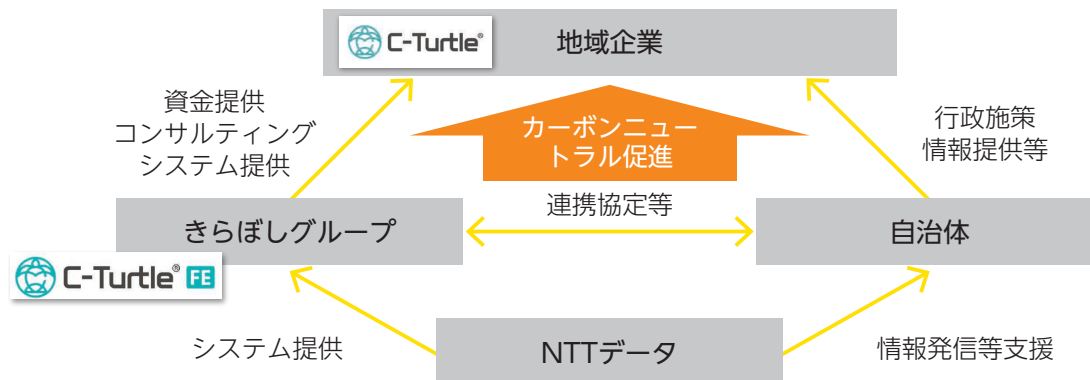
Scope1, 2 : 2030年度カーボンニュートラルの達成



Scope3削減に向けた取組み ～カーボンニュートラルに向けたお客さまの取組みをサポート～

きらぼし銀行では、持続可能な社会の実現に向けた責任を果たすべく、温室効果ガス（GHG）排出削減に向けた取組みを推進しております。2024年10月、お客さまのGHG排出量の見える化をサポートすることを目的として、株式会社NTTデータが提供するGHG排出量計測プラットフォーム「C-Turtle®FE（シータートルエフイー）」を導入しました。

今後きらぼしグループは、自治体等との連携を通じて地域企業のGHG排出量を算定するとともに、地域ごとの課題や特性を踏まえ、お客さまのGHG排出量削減支援に向けた取組みを推進してまいります。

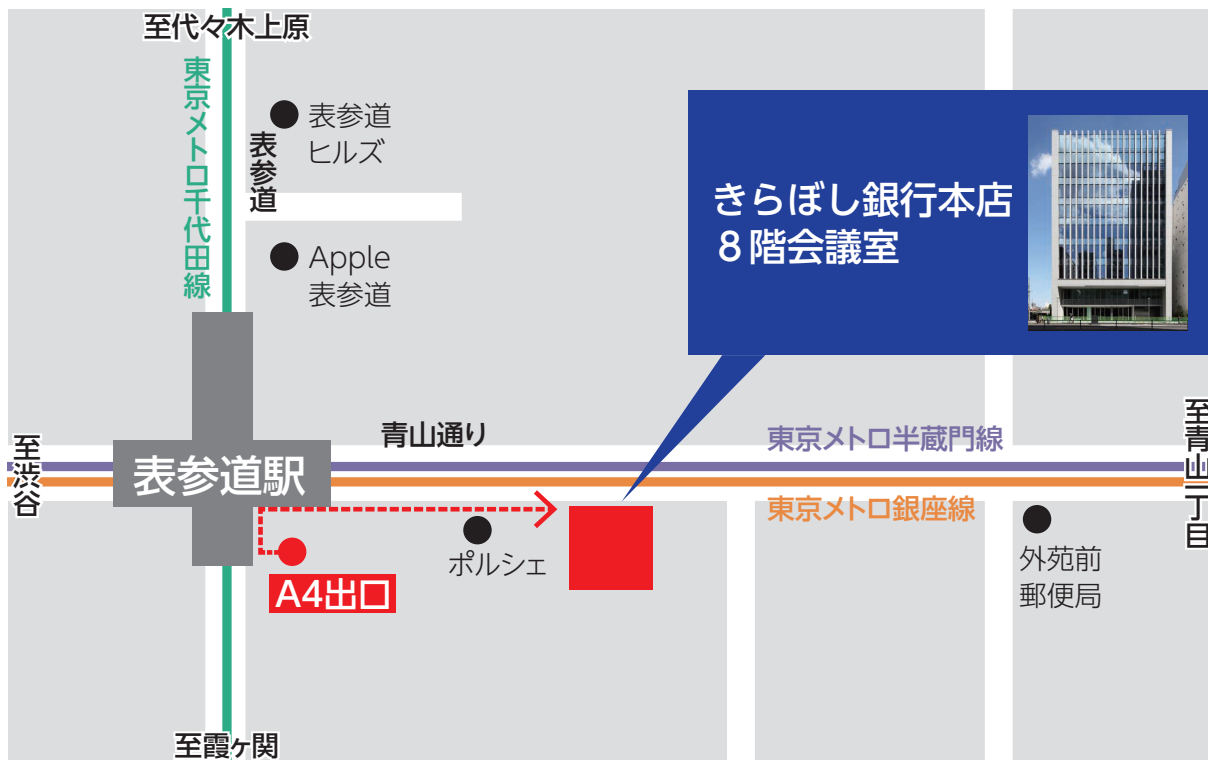


第11回定時株主総会 会場のご案内

会 場

きらぼし銀行本店
8階会議室

東京都港区南青山三丁目10番43号



交通手段

東京メトロ

●銀座線 ●千代田線 ●半蔵門線 「表参道駅」 A4出口 より徒歩約3分

ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ

経営企画部 TEL 03-6447-5794



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

電子提供措置の開始日2025年6月3日

第11回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制
連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表
株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

業務の適正を確保する体制

内部統制基本方針につきまして、取締役会決議の内容及び内部統制の運用状況の概要は、次のとおりです。

【内部統制基本方針】

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、以下のとおり、「内部統制基本方針」を取締役会で決議し、その実効性の向上に努める。また、今後も適宜見直しを行い、内容の充実を図っていく。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、当社及びグループ会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス基本規程を制定する。
 - (2) 当社は、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス統括部署を設置し、当社及びグループ会社のコンプライアンス遵守状況を統一的に把握・管理すると共に、コンプライアンスに関する体制を整備する。
 - (3) 当社は、被監査部門から独立した監査部を設置し、監査部は、当社及びグループ会社の運営状況の監査を定期的実施し、監査結果を取締役会へ報告する。
 - (4) 当社は、内部通報管理規則に基づき、役職員の法令違反行為に関する相談・通報窓口を設け適正に処理すると共に、通報者等を保護する体制を整備する。
 - (5) 当社は、顧客保護等管理方針及び利益相反管理方針を制定し、当社及びグループ会社のお客さまの保護及び利便性向上に向けた体制を整備すると共に、お客さまの利益を不当に害することがないよう利益相反を管理する体制を整備する。
 - (6) 当社は、反社会的勢力との関係遮断の基本方針として定める反社会的勢力への対応に係る基本方針に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断のための体制を整備する。また、反社会的勢力からの不当要求等について組織的に対応する。
 - (7) 当社は、インサイダー取引未然防止管理規則に基づき、業務上知り得た当社及びグループ会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築する。また、文書管理規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、当社及びグループ会社の経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにグループリスク管理基本方針を制定する。
 - (2) 当社は、当社及びグループ会社の業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。
 - (3) 当社は、リスク管理委員会及びリスク管理統括部署を設置し、当社及びグループ会社における各種リスクを管理すると共に、損失の危険を管理するための体制を整備する。
 - (4) 当社は、監査部がリスク管理統括部署のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、リスク管理態勢の充実強化を図る。
 - (5) 当社は、危機発生時において速やかに業務の復旧を図るため、業務継続に関する基本方針を制定し、危機管理について適切に態勢整備を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、経営目標を定めると共に、経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
 - (2) 当社は、取締役会規程を制定し、取締役会を適切に運営すると共に、経営会議等を設置し、取締役会より一定事項の決定等を委任する。経営会議等は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に検討する。
 - (3) 当社は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分掌規則、及び職務権限規則等により職務・権限・意思決定のルールを定める。
5. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社及びグループ会社は、経営理念に基づき、企業集団としての事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行う。当社によるグループ会社の管理については、グループ会社経営管理規程において、子会社等の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、当社グループの健全かつ適切で効率的な運営を確保する体制を整備する。
 - (2) 当社及びグループ会社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
 - (3) 当社及びグループ会社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うと共に、グループ内取引に係る弊害防止措置等に関する基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針に基づき、当社グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。

- (4) 当社は、当社役員、グループ会社（連結子会社・持分法適用会社）、主要株主等、財務諸表等規則第8条第17項に掲げる者との間で行う取引（関連当事者間取引）に関して関連当事者間取引管理に関する基本方針を定め、法令等に則り各社の業務の健全性及び適切性並びに株主共同の利益を確保する。
 - (5) 監査部は、内部監査に関する基本方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。
 - (6) 当社は、当社及びグループ会社の役職員がグループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合に、直ちに当社の取締役へ報告する体制を整備する。また、子会社から当社に報告を行う基準を明示し、グループ経営上必要となる事項等に係る報告体制を整備する。
 - (7) 当社は、(6) で報告を行った役職員が報告を理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。
6. 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
- 監査役が、その職務について効率性及び実効性を高めるため、監査役職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という）を配置する。
7. 前号の補助者の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査役の同意を得るものとする。
 - (2) 当社は、補助者に業務執行に係る役職を兼務させない体制を整備する。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役報告規程に基づき、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、当該事実を監査役へ報告する。また、監査役は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、取締役及び内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができる。なお、監査役等へ報告をした者に対し、当該報告を理由として不利益な取扱いを行わない。
 - (2) 当社は、当社の内部監査部門から当社の監査役に当社及びグループ会社の内部監査結果を報告する体制を整備する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、監査役が会計監査人、代表取締役、リスク管理部門、監査部門、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換を行うなど、連携を図ることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。
- (2) 当社は、監査役がその職務の執行により生ずる費用の前払または償還並びに債務の処理等を当社に対し求めた場合は、速やかに当該費用の処理を行う。また、監査役が必要と考える場合には、外部専門家の助言等を得るための費用を負担する。

【内部統制の運用状況の概要】

1. コンプライアンスに関する体制

- ・当社は、お客さまの保護、利便性の向上、利益相反管理、反社会的勢力との関係遮断、インサイダー取引未然防止管理に係る体制を各々整備し、適切に運用しています。
- ・当社は、コンプライアンス基本方針やコンプライアンス基本規程に基づき、年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、具体的施策を実施しています。
2024年度はコンプライアンス委員会を11回開催するなどにより、グループ全体のコンプライアンス遵守状況を適切に把握・管理しています。
- ・当社監査部は、当社及びグループ会社の運営状況の監査を定期的実施し、監査結果を取締役会へ報告しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、文書管理規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録等を作成し、適切に保存しています。

3. リスク管理体制

- ・当社は、グループリスク管理基本方針及び統合的リスク管理規程等を定めるとともに、リスク管理委員会及びリスク管理統括部署を設置し、当社及びグループ全体としての各種リスクの的確な管理を行っています。また、内部監査部門による統合的リスク管理態勢の監査等を通じて、当社グループのリスク管理態勢の充実整備に努めています。リスク管理委員会を31回開催し、KRI報告および残存リスク（「HJ」）モニタリング結果、リスク資本配賦案の協議や、グループリスク結果をリスク管理委員会等で審議しました。また、コンプライアンス委員会に月次でサイバーセキュリティ報告を行い、サイバー演習訓練を実施しました。その他危機発生時に備え業務継続に関わる訓練を行いました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社取締役会は、法令、定款、取締役会規程等に基づき、経営方針や経営戦略などの重要な事項を決定すると共に、業務執行状況及びその他重要事項の報告を受けるなど取締役の職務執行を適切に監督しています。2024年度は、取締役会を16回開催し、当社グループの経営戦略やコーポレート・ガバナンス態勢等について、適切な審議を行いました。

- ・また、取締役会の下に取締役で構成される経営会議を設置し、原則として毎週1回開催するほか必要に応じて随時開催しており、取締役会の決議事項以外の業務執行に関する重要事項を決定すると共に、業務執行状況及びその他重要事項の報告を受けています。2024年度は、経営会議を63回開催し、業務執行状況等について適切な審議を行いました。
- 5. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社では、グループ会社経営管理規程等を策定し、子会社等の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、グループ全体の業務の健全かつ適切な運営を確保しています。
 - ・グループ内の他の部門から独立した監査部が、内部監査に関する基本方針に基づき、当社及びグループ会社の業務運営について検証等を行っています。
 - ・当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制については、財務報告に係る内部統制の基本方針等に基づき適切な運用及び評価を行っています。
 - ・当社及びグループ会社は、関連当事者間取引管理に関する基本方針等を定め、グループ会社間等との取引について適切に管理しています。
- 6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、業務執行部門から独立した監査役室を設置すると共に、監査役室に所属する専任の使用人（以下「補助者」という）が監査役の職務を補助しています。
 - ・補助者の異動・評価等は、監査役の同意を得る等、取締役からの独立性を確保しています。
 - ・当社では監査役報告規程を定め、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、当該事実を監査役へ報告することとしています。なお、監査役等へ上記報告をした者に対し、当該報告を理由として、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならないこととしています。
 - ・当社及び子会社監査部は監査役と定期的に意見交換を実施し、内部監査結果の課題及び監査役監査の状況について意見交換をしています。
 - ・当社監査役は監査役監査基準に従い取締役会に出席すると共に、経営会議等の重要な会議に監査役が出席することにより、取締役及び使用人等から必要な報告を受けています。また、代表取締役、他取締役（社外取締役含む）、及び子会社監査役と定期的に意見交換等を実施しています。なお、監査役会においては、必要に応じて、社内各部署が出席し、情報の提供及び報告を受けています。

第11期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	27,500	150,974	172,896	△936	350,434
当期変動額					
剰余金の配当			△5,032		△5,032
親会社株主に帰属する当期純利益			31,361		31,361
自己株式の取得				△890	△890
自己株式の処分		49		517	567
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	49	26,329	△372	26,005
当期末残高	27,500	151,024	199,225	△1,309	376,440

	その他の包括利益累計額						新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	1,696	△397	△242	40	13,561	14,658	9	27	365,129
当期変動額									
剰余金の配当									△5,032
親会社株主に帰属する当期純利益									31,361
自己株式の取得									△890
自己株式の処分									567
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△19,995	2,895	—	△3	△2,715	△19,819	—	0	△19,819
当期変動額合計	△19,995	2,895	—	△3	△2,715	△19,819	—	0	6,186
当期末残高	△18,299	2,498	△242	36	10,845	△5,161	9	28	371,316

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- | | |
|---|-----|
| ① 連結される子会社及び子法人等 | 18社 |
| 会社名 | |
| 株式会社きらぼし銀行 | |
| 株式会社ＵＩ銀行 | |
| 東京きらぼしリース株式会社 | |
| きらぼしシステム株式会社 | |
| 株式会社きらぼしコンサルティング | |
| きらぼしＪＣＢ株式会社 | |
| きらぼしキャピタル株式会社 | |
| きらぼしライフデザイン証券株式会社 | |
| きらぼしビジネスオフィスサービス株式会社 | |
| きらぼしテック株式会社 | |
| 株式会社ビー・ブレーブ | |
| 株式会社アイティーシー | |
| きらぼし信用保証株式会社 | |
| 八千代信用保証株式会社 | |
| きらぼしビジネスサービス株式会社 | |
| きらぼし債権回収株式会社 | |
| 綺羅商務諮詢（上海）有限公司 | |
| KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED | |
| ② 非連結の子会社及び子法人等 | 10社 |
| 会社名 | |
| 東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合 | |
| きらぼしキャピタル・マーキュリアインベストメント投資事業有限責任組合 | |
| きらぼしキャピタル夢・はばたき1号投資事業有限責任組合 | |
| きらぼしキャピタル夢・はばたき2号投資事業有限責任組合 | |
| A & K C メザニン・ファイナンス1号投資事業有限責任組合 | |
| きらぼしキャピタル東京Sparkle投資事業有限責任組合 | |

A & K Cメディカル1号投資事業有限責任組合
K C Pエクイティアシスト1号投資事業有限責任組合
K C Pバイアウト1号投資事業有限責任組合
K c o n イノベーション1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当事項はありません。

- ② 持分法適用の関連法人等 3社
会社名
スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社
株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシー
信銘冠嘉商務諮詢（北京）有限公司

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 10社
会社名
東京神奈川イノベーション応援1号投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル・マーキュリアインベストメント投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル夢・はばたき1号投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル夢・はばたき2号投資事業有限責任組合
A & K Cメザニン・ファイナンス1号投資事業有限責任組合
きらぼしキャピタル東京Sparkle投資事業有限責任組合
A & K Cメディカル1号投資事業有限責任組合
K C Pエクイティアシスト1号投資事業有限責任組合
K C Pバイアウト1号投資事業有限責任組合
K c o n イノベーション1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- ④ 持分法非適用の関連法人等
該当事項はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 2社

3月末日 16社

② 12月末日を決算日とする連結される子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結される子会社及び子法人等については、連結決算日の財務諸表により連結しております。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

銀行業を営む連結される子会社の有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

その他 2年～20年

その他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 繰延資産の処理方法

創立費 5年間の均等償却を行っております。

開業費 5年間の均等償却を行っております。

社債発行費 社債発行費はその他資産に計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権についての予想損失額は、1年間又は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先、要管理先、合実計画又は実抜計画の適用による要注意先に対する債権について、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者に係る債権であり、かつ、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

事業性ファイナンスのうち、投資対象会社の株式取得資金の一部を供与する目的で、当該株式を取得する持株会社に対し供与しているローン（以下「Hold Co.ローン」という）及びその未収利息については、回収可能性に懸念を生じさせる一定の事象が発生している場合、投資対象会社の株式価値に基づき回収可能額を見積もったうえで、追加的な貸倒引当金を計上する方針としております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産の一次査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が資産の二次査定を実施しております。

なお、銀行業を営む連結される子会社の一部の破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、2014年連結会計年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額していましたが、2015年連結会計年度から直接減額を行っておりません。当連結会計年度末における2014年連結会計年度までの当該直接減額した額の残高は14百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

当社及び一部の連結される子会社及び子法人等は、取締役等に対する業績連動型賞与の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 株式報酬引当金の計上基準

当社及び一部の連結される子会社及び子法人等は、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員並びに役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等において、クレジットカードの利用によるポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(12) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、銀行業を営む連結される子会社において、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(13) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、銀行業を営む連結される子会社において、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(14) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結される子会社が金融商品取引法第46条の5第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(15) 退職給付に係る会計処理の方法

銀行業を営む一部の連結される子会社の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による
定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数
（11～12、14～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ
発生翌連結会計年度から損益処理

なお、その他の一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る当連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(16) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(17) 収益及び費用の計上基準

① 顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

連結される子会社及び子法人等のファイナンス・リース取引に係る売上高及び売上原価の計上基準については、リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(18) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会

計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

当連結会計年度は、預貸金に係る金利変動リスクのヘッジを目的とする新規のデリバティブ取引の約定は行われておりません。

また、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

なお、その他の連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計の対象となる取引を行っておりません。

(19) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。

(20) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

(21) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

証券投資信託（上場投資信託を除く）の解約・償還に伴う差損益については、有価証券利息配当金に計上しております。ただし、証券投資信託の有価証券利息配当金が全体で負の金額となる場合は、当該負の金額を国債等債券償還損に計上することとしております。

会計方針の変更

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「法人税等会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、法人税等会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による当連結会計年度に係る連結計算書類への影響はありません。

未適用の会計基準等

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 23,061百万円

(うち、Hold Co.ローンに対して計上した追加的な貸倒引当金 一百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当社グループにおける貸倒引当金の概要

当社グループは、銀行業を中核事業として位置付けており、それにより計上している貸出金及びその他の債権の回収可能性は、国内外の景気動向、不動産価額や金利、株価等金融経済環境の変動、取引先企業の経営状況の変動等の予測不能な不確実性の影響を受けるため、貸倒が発生する可能性があります。このため、将来の貸倒による予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上しています。

また、貸出金の中には投資対象会社の株式取得を目的として設立される持株会社に対し、投資対象企業の株式取得資金の一部を供与することを目的として拠出されるHold Co.ローンが含まれています。Hold Co.ローン及びその未収利息は、投資対象会社の事業から創出されるキャッシュ・フローを原資として返済されるものではなく、持株会社が保有する投資対象会社株式の上場又は第三者への売却(トレードセール)により返済されることとなっていることから、その回収可能額は、投資対象会社株式の売却価値に依存することとなります。

したがって、回収可能性に懸念を生じさせる一定の事象が発生している場合、投資対象会社の株式価値に基づき回収可能額を見積もったうえで、追加的な貸倒引当金を計上する方針としております。

なお、当連結会計年度においては、投資対象会社の株式価値が、Hold Co.ローン及びその未収利息の残高を下回っている状況にないことから、当該追加的な貸倒引当金を計上していません。

② 算出方法

「会計方針に関する事項」「(6) 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおりです。

③ 主要な仮定

i 債務者区分

当社グループは、予め定めた自己査定規程及び償却・引当規程に則り貸倒引当金を算定しており、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定が含まれます。このうち、返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定は、将来におけるこれらの改善見通しを具体化した経営改善計画等に基づき行っております。

したがって、経営改善計画等における売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等の将来見込みが主要な仮定となります。

ii キャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フロー

キャッシュ・フロー見積法における予想損失額は、債務者の経営改善計画等に基づく将来キャッシュ・フローに、債務者の格付遷移見通しに基づく発生確率を乗じ、これを貸出条件緩和前の約定利率で割引いて算定しています。

格付遷移見通しは、過去の格付け遷移実績率に債務者の状況を加味して設定しています。

したがって、経営改善計画等における売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等の将来見込み及び格付遷移見通しが主要な仮定となります。

iii Hold Co.ローン及びその未収利息の回収可能性に懸念を生じさせる一定の事象の判断

回収可能性に懸念を生じさせる一定の事象が生じているかどうかは、類似上場会社の株価及びキャッシュ・フロー水準並びに投資対象会社のキャッシュ・フロー水準等から推定される株式価値がHold Co.ローン及び未収利息の残高を下回る可能性が生じている、投資対象会社が財務制限条項に抵触している、投資対象会社株式のエグジット計画の遅延が見込まれるなどの状況を、総合的に勘案して判断することとしています。

この判断における主要な仮定は、エグジット計画の実現可能性に係る判断および投資対象会社のキャッシュ・フロー水準の見積りとなります。

④ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

③に示した主要な仮定は、各事業を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否によって影響を受けるため、不確実性を伴います。したがって、これらの仮定が変化した場合に、翌連結会計年度における貸倒引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

（役員向け株式報酬制度）

当社は、当社取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員（以下「当社役員」といいます。）並びに当社の一部の連結される子会社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員並びに一部の従業員（以下「子会社役員及び一部の従業員」といいます。）に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

（1）取引の概要

当社グループは、当社役員並びに子会社役員及び一部の従業員を対象に中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を一層高めることを目的として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が当社役員並びに子会社役員及び一部の従業員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて当該当社役員並びに子会社役員及び一部の従業員に対して交付される株式報酬制度を導入しております。

なお、当社役員並びに子会社役員及び一部の従業員が当社株式の交付を受ける時期は、各ポイント付与日（原則として毎事業年度）以降、所定の期間内（原則としてポイント付与の日の同事業年度内）に交付したうえで、退任までの期間において譲渡制限を付しております。

（2）信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

（3）信託が所有する自社の株式に関する事項

信託が所有する当社株式は株主資本に自己株式として計上しております。信託における自己株式の帳簿価額、株式数は以下のとおりであります。

- ① 信託における帳簿価額 746百万円
- ② 当連結会計年度末株式数 241千株

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く）
41,709百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」

中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	15,267百万円
危険債権額	71,258百万円
三月以上延滞債権額	65百万円
貸出条件緩和債権額	6,282百万円
合計額	92,874百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,976百万円であります。

4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の連結会計年度末残高の総額は、2,500百万円であり、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、13,529百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 255,274百万円

貸出金 249,758百万円

担保資産に対応する債務

預金 4,026百万円

債券貸借取引受入担保金 128,696百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券45,606百万円及び、指定金融機関等の取引の担保として、その他資産104百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金2,637百万円、金融商品等差入担保金80百万円及び中央清算機関差入証拠金14,717百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、892,399百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが808,903百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、銀行業を営む連結される子会社の事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号又は第2号に定める公示価格及び基準地標準価格に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △275百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額 42,251百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額 768百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は14,745百万円であります。

（連結損益計算書関係）

「その他の経常費用」には、貸出金償却19百万円、株式等売却損1,093百万円、株式等償却171百万円、債権売却損6百万円、リース原価8,381百万円及び金銭の信託運用損76百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	30,650	—	—	30,650	
第1回第一種 優先株式	750	—	—	750	
第二種優先株式	2,000	—	—	2,000	
合 計	33,400	—	—	33,400	
自己株式					
普通株式	394	192	164	423	(注) 1、2
合 計	394	192	164	423	

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式241千株が含まれております。

2. 自己株式の当連結会計年度増加株式数192千株は、株式交付信託の買取請求による買取179千株、単元未満株式の買取請求による買取12千株及び職員持株会向け譲渡制限付インセンティブとしての株式割当の無償取得1千株であり、当連結会計年度減少株式数164千株は、株式交付信託の権利行使による売渡137千株、職員持株会向け譲渡制限付インセンティブとしての処分による25千株及び単元未満株式の買増請求による売渡0千株の合計であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株 予約権の 内訳	新株予約権の目 的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結 会計年度 期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計年度 期末		
当社	ストック・ オプション としての 新株予約権			—			9	
合計				—			9	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月1日 取締役会	普通株式	2,436	80.00	2024年 3月31日	2024年 6月7日
2024年5月1日 取締役会	第1回第一種 優先株式	99	133.00	2024年 3月31日	2024年 6月7日
2024年5月1日 取締役会	第二種優先 株式	46	23.364	2024年 3月31日	2024年 6月7日
2024年11月1日 取締役会	普通株式	2,285	75.00	2024年 9月30日	2024年 12月3日
2024年11月1日 取締役会	第1回第一種 優先株式	105	140.00	2024年 9月30日	2024年 12月3日
2024年11月1日 取締役会	第二種優先 株式	59	29.545	2024年 9月30日	2024年 12月3日
合計	—	5,032	—	—	—

(注) 1. 2024年5月1日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金15百万円が含まれております。

2. 2024年11月1日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金18百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年 5月1日 取締役会	普通株式	2,589	その他 利益剰余金	85.00	2025年 3月31日	2025年 6月10日
2025年 5月1日 取締役会	第1回第一種 優先株式	105	その他 利益剰余金	140.00	2025年 3月31日	2025年 6月10日
2025年 5月1日 取締役会	第二種優先株式	59	その他 利益剰余金	29.545	2025年 3月31日	2025年 6月10日

(注) 2025年5月1日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金20百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務などの金融サービスに係る事業を行っております。主として地域の取引先から預金等を受け入れ、貸出金や有価証券等による資金運用を行っております。このように、金利変動等を伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（A L M）を行っており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に国内外の取引先企業及び個人顧客に対する貸出金及び有価証券であります。貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、主に国内外の債券、株式、投資信託であり、債券は満期保有目的、その他有価証券に区分して保有しているほか、顧客販売用の商品有価証券を売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利・価格等の市場リスクに晒されております。

当社グループが保有する金融負債は、主として国内の取引先企業及び個人顧客からの調達による預金及び借入金であります。預金及び借入金は一定の環境の下で必要な資金の確保が困難になる流動性リスクに晒されております。

また、当社グループは、主として国内の取引先企業・金融機関との間でデリバティブ取引を行っております。デリバティブ取引は、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び、市場金利・為替相場等の変動によってもたらされる市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 統合的リスク管理

当社グループは、リスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総合的に捉え、当社グループの経営体力と比較・対照し、経営の健全性を検証する統合的リスク管理を行っております。

② 信用リスクの管理

当社グループでは、信用リスク管理に関する諸規程・基準に従い、事業性評価の観点を取り入れながら個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、事業再生支援への取組み、問題債権の管理など、適切な信用リスクの管理を行っております。与信ポートフォリオについては、業種集中度合いや大口集中度合い等のモニタリングを行い、集中リスクに対する適切な管理を行っております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか与信管理部門により行われ、また、定期的に当社リスク管理委員会等に報告しております。さらに、信用リスク管理の状況については監査担当部門が監査しております。

③ 市場リスクの管理

当社グループでは、市場リスク管理に関する諸規程・基準に従い、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及び市場リスク管理部門であるミドルオフィスの3部門による相互牽制体制とし、市場リスクの評価、モニタリング及びコントロールを行い、適切な市場リスクの管理を行っております。

市場リスク管理部門は、計量可能な市場リスクについて市場リスク量を計測するとともに、市場リスク量を適切にコントロールするため、保有限度枠や損失限度枠等を設定し、遵守状況をモニタリングし、定期的に当社リスク管理委員会等に報告しております。

当社グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」です。

当社グループでは、これら金融資産、金融負債についてV a R（観測期間は5年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託、外国証券、預金、貸出金、金利スワップ、その他金利感应性を有する資産・負債は6ヶ月、上場政策投資株式は1年、信頼区間は99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量として、把握・管理しております。

2025年3月31日において、当社グループの市場リスク量は78,825百万円になります。ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

なお、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したV a Rと実際の損益変動額を比較するバックテストを実施しております。2024年度に実施したバックテストの結果、一部のリスク・カテゴリーにおいては掛目を乗じる等保守的な補正を行い、適正な市場リスク量となるように計測しております。

④ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループでは、流動性リスク管理に関する諸規程・基準に従い、資金繰り管理部門が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。また、リスク管理部門が短期間で資金化できる資産を流動性準備として常に一定水準以上保有することを定めるとともに、日々の資金繰り状況及び流動性準備の状況等をモニタリングし、定期的に当社リスク管理委員会等に報告する体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1) 参照）。

また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、譲渡性預金、コールマネー及び売渡手形並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しており、重要性の乏しい科目についても記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 買入金銭債権	70,165		
貸倒引当金（※1）	△2,940		
	67,225	67,225	—
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	1,190	1,190	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	22,174	20,923	△1,250
その他有価証券（※2）	735,287	735,287	—
(4) 貸出金	4,980,179		
貸倒引当金（※3）	△19,581		
	4,960,597	4,953,365	△7,231
資産計	5,786,475	5,777,993	△8,481
(1) 預金	6,107,621	6,098,488	△9,133
負債計	6,107,621	6,098,488	△9,133
デリバティブ取引（※4）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,176	2,176	—
ヘッジ会計が適用されているもの	3,648	3,648	—
デリバティブ取引計	5,825	5,825	—

（※1） 買入金銭債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24－3項及び第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※4) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、() で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (※1) (※2)	10,811
組合出資金 (※3)	66,497

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において減損処理は行っておりません。

(※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
買入金銭債権 (※)	15,871	8,574	6,572	6,442	7,568	13,561
有価証券						
満期保有目的の債券	—	11,466	4,485	500	6,000	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	42,360	134,338	105,939	61,627	68,939	186,827
貸出金 (※)	690,224	854,593	812,127	548,039	552,988	981,914
合 計	748,457	1,008,972	929,125	616,609	635,496	1,182,303

(※) 買入金銭債権及び貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない100,466百万円、期間の定めのないもの454,279百万円は含めておりません。

(注 3) その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超
預金 (※)	5,975,567	117,020	15,033	—	—	—
合 計	5,975,567	117,020	15,033	—	—	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1 年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度 (2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	41,660	14,013	55,673
商品有価証券				
売買目的有価証券				
うち国債	79	—	—	79
地方債	—	1,110	—	1,110
有価証券				
其他有価証券				
うち国債	98,478	—	—	98,478
地方債	—	100,304	—	100,304
社債	—	193,302	19,018	212,320
株式	38,287	—	—	38,287
その他	137,435	64,922	74,836	277,195
資産計	274,282	401,300	107,868	783,450
デリバティブ取引 (※1)				
金利関連	—	5,413	—	5,413
通貨関連	—	421	—	421
株式関連	—	(9)	—	(9)
デリバティブ取引計	—	5,825	—	5,825

(※1) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、() で表示しております。

(※2) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24－3項及び第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。なお、第24－3項及び第24－9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額
第24－3項の取扱いを適用した投資信託	—
第24－9項の取扱いを適用した投資信託	8,700
合 計	8,700

(※ 3) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうち第24－3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託に関する情報

① 第24－3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

該当事項はありません。

② 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

該当事項はありません。

(※ 4) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうち第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託に関する情報

第24－9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、 売却、 及び 償還の 純額	投資信託 の基準価額 を時価と みなすこと とした額	投資信託 の基準価額 を時価と みなさない ことと した額	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 投資信託の 評価損益 (※ 1)
		損益に 計上 (※ 1)	その他の 包括利益 に計上 (※ 2)					
有価証券								
その他 有価証券								
その他	31,394	3,950	△3,680	△22,964	—	—	8,700	—
資産計	31,394	3,950	△3,680	△22,964	—	—	8,700	—

(※ 1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※ 2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度 (2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	37	11,514	11,551
有価証券				
満期保有目的の債券				
うち国債	7,098	—	—	7,098
外国証券	13,825	—	—	13,825
貸出金	—	—	4,953,365	4,953,365
資産計	20,923	37	4,964,879	4,985,841
預金	—	6,098,488	—	6,098,488
負債計	—	6,098,488	—	6,098,488

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、公共工事債権信託受益権の時価は債権の性質上短期のもの等であり帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これら以外の信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。公共工事債権信託受益権についてはレベル3、これら以外の信託受益権については、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

また、買入金銭債権のうち、買取債権の時価は、貸倒見積高を担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額、又は過去の回収実績に基づく将来回収見込額に基づいて算定していることから、時価は連結貸借対照表計上額から貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としておりレベル3の時価に分類しております。

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券について、株式は取引所の価格によっており、市場の活発性に基づき主にレベル1に分類しております。債券は市場価格、取引金融機関から提示された価格又はモデルに基づき算定された価格によっており、主に国債等はレベル1、それ以外の債券はレベル2に分類しております。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

投資信託については、市場における取引価格があり、活発な市場における無調整で利用できるものはレベル1の時価に分類しています。主に上場投資信託がこれに含まれます。また、取引価格がない場合には基準価額により時価を算定しています。重要な解約制限等がない場合で、観察可能なインプットに基づくものである場合にはレベル2、そうでない場合にはレベル3としています。重要な解約制限等がある場合には基準価額を時価とみなして評価しており、レベル分類を省略しています。主に私募投資信託がこれに含まれます。

私募債のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、投資先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローをスワップ金利等の適切な指標に信用スプレッド等を上乗せした利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要であるためレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローをスワップ金利等の適切な指標に信用スプレッド等を上乗せした利率、もしくは、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

なお、ヘッジ会計が適用されている金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とする貸出金と一体として処理しているため、その時価は現在価値技法により算定し、貸出金の時価に含めております。

当該時価は、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要であるためレベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払う金額（帳簿価額）を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを市場金利を用いた割引率で割り引いて算出した現在価値を時価としております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当社自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル２の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

（注２）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

（１）重要な観察できないインプットに関する定量的情報（２０２５年３月３１日）

区分	評価技法	重要な観察 できない インプット	インプットの 範囲	インプットの 加重平均
有価証券 その他有価証券	現在価値技法	倒産確率	0.01％－24.59％	0.52％
社債（私募債）		回収率	0.00％－80.00％	13.59％
		割引率	0.00％－14.52％	1.25％

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2025年3月31日)
(単位: 百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、 売却、 発行及び 決済の 純額	レベル3 の時価 への振替	レベル3の 時価 からの 振替	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 金融資産及 び金融負債 の評価損益 (※1)
		損益に 計上 (※1)	その他の 包括利益 に計上 (※2)					
買入金銭債権 有価証券 その他 有価証券	12,421	—	—	1,591	—	—	14,013	—
うち社債 (私募債)	25,290	△19	△14	△6,237	—	—	19,018	—
うち 外国証券	76,128	△1,962	△899	1,570	—	—	74,836	—
資産計	113,840	△1,982	△914	△3,075	—	—	107,868	—

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループは時価算定統括部門において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って時価算定部署が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期時価算定統括部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率、回収率及び割引率であります。

倒産確率は、契約上の支払いを回収しない可能性を示す推定値であります。一般に、倒産確率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせることとなります。

回収率は、債務不履行の際に回収される契約上の支払いの割合の推定値であります。一般に、回収率の著しい上昇（低下）は、倒産確率の低下（上昇）を伴い、時価の著しい上昇（下落）を生じさせることとなります。

割引率は、スワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2025年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△52

2. 満期保有目的の債券（2025年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	7,433	7,098	△334
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	14,741	13,825	△915
	小計	22,174	20,923	△1,250
合計		22,174	20,923	△1,250

3. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	31,010	17,180	13,830
	債券	13,499	13,287	211
	国債	9,570	9,563	6
	地方債	—	—	—
	社債	3,929	3,724	204
	その他	59,391	57,965	1,425
	小計	103,901	88,433	15,467
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	7,276	8,112	△835
	債券	397,604	423,871	△26,266
	国債	88,908	97,320	△8,412
	地方債	100,304	106,559	△6,254
	社債	208,391	219,990	△11,599
	その他	282,178	304,863	△22,684
	小計	687,060	736,847	△49,787
合計		790,961	825,280	△34,319

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	22,411	6,964	554
債券	112,248	106	9,940
国債	85,381	32	8,526
地方債	20,655	52	871
社債	6,211	20	543
その他	134,946	8,110	1,287
合計	269,606	15,180	11,783

6. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式171百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。連結決算日における時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては、時価まで減損することとし、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものについては、発行会社の信用状況や過去の一定期間における時価の推移等を勘案して、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価まで減損することとしております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価 差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	4,933	△75

2. 満期保有目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）
該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025年3月31日現在）

	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	199	189	10	10	—

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(税効果会計関係)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.52%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は139百万円増加し、繰延税金負債は2百万円増加し、その他有価証券評価差額金は247百万円増加し、繰延ヘッジ損益は32百万円減少し、退職給付に係る調整累計額は126百万円減少し、法人税等調整額は50百万円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 2	調整額 (注) 3	合計
	銀行業	リース業	計			
役務取引等収益	16,923	—	16,923	7,317	—	24,240
預金・貸金業務	687	—	687	—	—	687
為替業務	2,656	—	2,656	—	—	2,656
証券関連業務	1,003	—	1,003	1,568	—	2,571
代理業務	2,749	—	2,749	—	—	2,749
保護預り・ 貸金庫業務	244	—	244	—	—	244
保証業務	1,544	—	1,544	—	—	1,544
その他	8,037	—	8,037	5,748	—	13,785
信託報酬	362	—	362	—	—	362
その他業務収益	—	—	—	521	—	521
その他経常収益	157	538	695	2,315	—	3,011
顧客との契約から 生じる経常収益	17,443	538	17,982	10,154	—	28,136
上記以外の経常収益	113,084	13,824	126,908	6,485	△658	132,735
外部顧客に対する 経常収益 (注) 1	130,528	14,362	144,890	16,639	△658	160,872

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンサルティングサービス、コンピュータ関連サービス、情報提供サービス業、クレジットカード業及び債権管理回収業等であります。

3. 調整額は、パーチェス法による調整であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 10,458円15銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 1,027円69銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 722円73銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式は、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、241千株であり、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、266千株であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 7名 当社子会社取締役 11名	当社取締役 9名 当社子会社取締役 7名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 22,000株	普通株式 15,100株
付与日	2016年8月1日	2017年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2016年8月1日 ～2046年7月31日	2017年8月1日 ～2047年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年3月期）において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① Stock・オプションの数

	第2回 Stock・オプション	第3回 Stock・オプション
権利確定前（株）		
前連結会計 年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後（株）		
前連結会計 年度末	1,100	2,300
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	1,100	2,300

②単価情報

	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	2,695	2,795

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションはありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第11期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	27,500	56,219	110,257	166,476
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			49	49
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	49	49
当期末残高	27,500	56,219	110,306	166,526

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計				
当期首残高	6,881	6,881	△936	199,922	9	199,931
当期変動額						
剰余金の配当	△5,032	△5,032		△5,032		△5,032
当期純利益	9,491	9,491		9,491		9,491
自己株式の取得			△890	△890		△890
自己株式の処分			517	567		567
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—	—
当期変動額合計	4,459	4,459	△372	4,135	—	4,135
当期末残高	11,341	11,341	△1,309	204,057	9	204,066

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については移動平均法による原価法により行っております。

2. 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、取締役等に対する業績連動型賞与の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

会計方針の変更

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「法人税等会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、法人税等会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による当事業年度に係る計算書類への影響はありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

(単位：百万円)

	当事業年度
関係会社株式 (うちきらぼし銀行株式)	223,785 (191,851)
関係会社株式評価損	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当社における関係会社株式の概要

当社は銀行持株会社として、銀行業務を中心に、証券業務、リース業務、コンサルティング業務等を営む関係会社の株式を保有しております。関係会社株式には、出資設立により取得した株式のほか、外部より取得した株式が含まれております。

② 関係会社株式の評価方法

関係会社の1株当たり純資産額を基礎として算定された実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行うこととしております。

ただし、超過収益力等を反映して1株当たり純資産額を基礎とした金額に比べて相当高い価額で取得した関係会社株式については、当該関係会社の直近の業績が当社が定めた水準を下回り、かつ、直近の実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行うこととしております。なお、直近の実質価額は、直近1年以内に第三者による増資引受又は株式売買等の取引があった場合には当該取引価格に基づき算定し、当該取引がなかった場合には、直近の事業計画に基づき算定することとしております。

③ 主要な仮定

直近の事業計画に基づく企業価値の算定に当たっては、当該関係会社の将来利益を予測する必要があります。これらの予測にあたっての主要な仮定は、当該関係会社の将来利益の前提となる、売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等の発生見込額であります。

④ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

③に示した主要な仮定は、各事業を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否によって影響を受けるため、不確実性を伴います。したがって、これらの仮定が変化した場合には、当事業年度末において評価損の計上は不要と判断した関係会社株式について、評価損を計上する必要が生じる可能性があります。

追加情報

(役員向け株式報酬制度)

連結計算書類の連結注記表にあります追加情報に関する注記に記載のとおりです。

注記事項

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権	5,969百万円
関係会社に対する金銭債務	10,900百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高	
営業収益	12,245百万円
販売費及び一般管理費	1,161百万円
(2) 営業取引以外の取引による取引高	
営業外収益	2百万円
営業外費用	63百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	394	192	164	423	(注1)、(注2)
合計	394	192	164	423	

(注1) 当事業年度末の自己株式には、株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式241千株が含まれております。

(注2) 自己株式の当事業年度増加株式数192千株は、株式交付信託の買取請求による買取179千株、単元未満株式の買取請求による買取12千株及び職員持株会向け譲渡制限付インセンティブとしての株式割当の無償取得1千株であり、当事業年度減少株式数164千株は、株式交付信託の権利行使による売渡137千株、職員持株会向け譲渡制限付インセンティブとしての処分による25千株及び単元未満株式の買増請求による売渡0千株の合計であります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がないため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社株式	223,756
関連会社株式	29
合計	223,785

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

未払賞与	25	百万円
未払役員賞与	15	
未払事業税	2	
株式報酬引当金	36	
譲渡制限付株式	48	
関係会社株式評価損	23	
関係会社株式	953	
その他	4	
繰延税金資産小計	1,111	
評価性引当額	△1,042	
繰延税金資産合計	68	
繰延税金負債		
投資有価証券	13	
繰延税金負債合計	13	
繰延税金資産の純額	55	百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業 内容	議決権 等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	株式会社 きらびし 銀行	東京都 港区	43,734	銀行業	所有 直接 100%	経営管理 役員の 兼任 出向者の 受入	資金の 借入 (注1) 利息の 支払 (注1)	4,500 63	長期借入金 未払費用	10,880 20
							経営管理 料の受取 (注2)	2,572	—	—
							家賃の支 払 (注3)	40	—	—
							出向者人 件費の支 払 (注4)	980	—	—
子会社	株式会社 U I 銀行	東京都 港区	8,875	銀行業	所有 直接 100%	経営管理 役員の 兼任	増資の 引受 (注5)	4,500	関係会社 株式	17,300
							経営管理 料の受取 (注2)	10	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 長期借入金は、当社のグループ内における資本政策に基づき実行したものです。借入金利は当社の外部格付けに基づき適正な金利を適用しております。

- (注2) 経営管理料は、当社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定し、当社の取締役会で決議した金額であります。
- (注3) 家賃につきましては、近隣相場を参考に双方協議の上決定しております。
- (注4) 出向者の受入に対する出向料は、出向元の給与を基準に双方協議の上決定しております。
- (注5) 株式会社ＵＩ銀行の増資を引き受けております。増資の引受価額は、１株当たり50,000円であります。

3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

4. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	4,925円90銭
1株当たりの当期純利益金額	303円45銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	218円73銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式は、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、241千株であり、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、266千株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。